

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 衛藤 明和

1 日 時

平成29年3月23日（木） 午前10時00分から
午後 3時05分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

衛藤明和、井上明夫、近藤和義、守永信幸、平岩純子、吉岡美智子、荒金信生、
森誠一

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

衛藤博昭、吉富英三郎、古手川正治、羽野武男

6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 草野俊介、生活環境部長 柴田尚子、病院局長 田代英哉
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第3号議案、第12号議案及び第22号議案から第31号議案までについては、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
継続請願8、継続請願9及び継続請願23については、いずれも賛成少数をもって不採択とすべきものと決した。
請願26については採択すべきものと、継続請願24については継続審査とすることを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第17号議案及び第19号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 第4次大分県DV対策基本計画の策定について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定について、大規模改修工事の進捗状況について及び県立病院精神医療センター（仮称）整備に係る用地についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介

政策調査課調査広報班 主幹 飛河敦子

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成29年3月23日（木）10：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係 10：00～12：00

(1) 付託案件の審査

- 第 1号議案 平成29年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
- 第 28号議案 美しく快適な大分県づくり条例の一部改正について
- 第 29号議案 特定非営利活動促進法施行条例等の一部改正について
- 第 30号議案 大分県環境影響評価条例の一部改正について

(2) 諸般の報告

- ①第4次大分県DV対策基本計画の策定について
- ②化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定について
- ③平成28年度青少年のネット利用実態調査結果について
- ④国立公園満喫プロジェクトの推進について
- ⑤牛海面状脳症（BSE）検査の見直しについて
- ⑥防災ヘリコプターの更新について

(3) その他

3 病院局関係 13：00～14：00

(1) 合議案件の審査

- 第 17号議案 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

- 第 12号議案 平成29年度大分県病院事業会計予算
- 第 31号議案 権利の放棄について

(3) 諸般の報告

- ①大規模改修工事の進捗状況について
- ②県立病院精神医療センター（仮称）整備に係る用地について

(4) その他

4 福祉保健部関係 14：00～15：30

(1) 合議案件の審査

- 第 19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

- 第 1号議案 平成29年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

- 第 3号議案 平成29年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 22号議案 公立大学法人大分県立看護科学大学が徴収する料金の上限の変更の認可について
- 第 23号議案 大分県がん対策推進条例の一部改正について
- 第 24号議案 大分県安心こども基金条例の一部改正について
- 第 25号議案 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- 第 26号議案 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 27号議案 大分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正について
- 継続請願 8 国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について
- 継続請願 9 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて
- 継続請願 23 大分県「子ども医療費助成事業」における小・中学生の「通院」まで拡充を求めることについて
- 継続請願 24 国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について
- 請 願 26 精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書の提出について

(3) その他

5 協議事項

15:30～15:40

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただいまから福祉保健生活環境委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会も併せて行いますので、御了承願います。

また、本日は委員外議員として、衛藤議員、吉富議員、古手川議員、羽野議員に出席いただいております。

委員外議員の方が、発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案13件、請願1件及び前回、継続審査となりました継続請願4件並びに総務企画委員会から合議のありました議案2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査を行います。

初めに、付託案件の審査を行います。

第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

柴田生活環境部長 それでは、第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係についてでございます。

本日の委員会では、先日の予算特別委員会の際に御説明申し上げた事業以外の事業について、各課室長から簡潔に説明させていただきますので、よろしく御願いいたします。資料は生活環境部予算概要でございます。

よろしく御願います。

望月生活環境企画課長 お手元の生活環境部予算概要の10ページをお開き願います。

生活環境企画課の主な事業について御説明させていただきます。左上の事業名欄の上から2番目、高齢者交通安全対策推進事業費185万9千円でございます。

この事業は、県内の交通事故発生件数が12年連続で減少する中、高齢者による加害・

被害交通事故が高い割合を占めています。これらを抑止するために取り組んでいるものであります。

まず、1つは高齢運転者の免許自主返納を促進するため、自主返納した高齢者に特典を付与するサポート加盟店の拡大及び周知を図っております。

併せて、高齢者自身に現状の運動、判断能力を知っていただく参加型のいきいき交通安全体験講座を県警、市町村とともに開催しまして、高齢者の交通安全意識の高揚を図っているところでございます。

梶原うつくし作戦推進課長 それでは、うつくし作戦推進課の主な事業について御説明いたします。

資料の23ページをお願いいたします。

事業名欄、3R普及推進事業費890万7千円でございます。

この事業は、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進を通じて循環型社会の構築に向けた取組を行うものでございます。

右の事業概要欄二重丸の上から4番目、新たなライフスタイルの提案による3Rの推進に要する経費でございますが、修理して大切に使っている物のフォトエッセイコンテストの実施や古着等を活用したリメイクデザインを募集いたしまして、県主催の環境イベント等で展示を行うほか、コンビニエンスストアにおけるマイバッグ利用促進のキャンペーンを実施いたします。

また、食品ロス対策といたしまして、宴会開始後30分間と終了前の10分間は自分の席で料理を楽しんでいただく30・10運動の取組などを推進いたしまして、県民の環境意識の醸成を図ってまいります。

山崎自然保護推進室長 自然保護推進室の主な事業について御説明いたします。

24ページを御覧ください。事業名欄の真ん中、生物多様性保全推進事業費650万2

千円でございます。

豊かな自然の基盤である生物多様性を保全するため、特に保護を図る必要があるとして県が指定しました指定希少野生動植物の保全活動への支援や、豊かな生態系が残る次世代に残したい地域を選定し、その保全策を検討するほか、生物多様性の講演会など自然保護啓発イベントを開催いたします。また、外来生物の地域における防除体制の構築を支援するとともに、小学生向けの生物多様性のパンフレットを作成し、子供に対する普及啓発に努めます。

後藤県民生活・男女共同参画課長 県民生活・男女共同参画課の主な事業につきまして、御説明いたします。

34ページをお願いいたします。

事業名欄の1番上、DVのない社会づくり推進事業費577万7千円でございます。

後ほど、諸般の報告で説明させていただきますが、来年度からスタートする第4次大分県DV対策基本計画において、DV被害者の自立支援や、暴力根絶のための啓発に積極的に取り組むこととしております。

そのため、予算特別枠を活用いたしまして、弁護士や臨床心理士によるサポートの実施や、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間におけるキャンペーンの展開などを新たに盛り込んでおります。

このような取組をしっかりと進めまして、計画が目指す配偶者等からの暴力のない社会を実現していきたいと考えております。

徳野私学振興・青少年課長 私学振興・青少年課の主な事業について御説明します。

41ページをお願いします。

事業名欄の上から2番目、私立学校ICT教育環境整備促進事業費1千万円です。

教育の情報化が進む中、この事業は、県内の私立学校のICT環境整備——パソコン・電子黒板等でございますが、更に促進させるために対象事業費の国庫補助2分の1に、県単独で6分の1の上乗せ補助を実施するものでございます。

私立の高等学校15校のうち、29年度は5校の申請を想定しています。

佐伯食品安全・衛生課長 食品安全・衛生課の主な事業について御説明いたします。

48ページをお願いいたします。

事業名欄の上から2番目、HACCP推進事業費350万6千円です。

この事業は、食品の製造・加工における衛生管理の手法であるHACCPを推進するため、講習会や現地指導を行い、取組事業者や実践者の育成を行うものです。

また、2019年ラグビーワールドカップ開催を控え、また、インバウンドを下支えするという意味からも、特にホテル・旅館におけるHACCP導入を推進するため、ガイドラインの作成やモデル事業を行っていきます。**中西環境保全課長** 環境保全課の主な事業について御説明します。

60ページをお願いします。

事業名欄の上から3番目、公営水道運営基盤強化推進事業費1,607万円です。

水道事業は、施設の老朽化や人口減少による収益悪化など運営基盤を揺るがす多くの課題を抱えております。中小規模の水道事業が多い本県では、個々の水道事業体のみでの解決が困難な状況となっております。

この事業では、運営基盤強化の有力な方策である広域連携に向けた検討を促進するため、連携の形態ごとにメリットデメリットの分析などを行い、公営水道の基盤強化を推進します。

森下廃棄物対策課長 廃棄物対策課の主な事業につきまして、御説明いたします。

予算概要の65ページをお願いいたします。

事業名欄上から3番目、廃棄物不法投棄防止対策事業費5,427万6千円です。

この事業は、生活環境の保全を図るため、市町村が行います不法投棄防止対策事業に対し、経費助成を行うとともに、産業廃棄物監視員による監視活動や不法投棄防止用フェンスを設置することで、不法投棄をしにくい環境づくりを進めるものでございます。

また29年度は新たに、県外からの車両通行が多い西部保健所管内におきまして、廃棄物運搬車両への検問を実施するなど、廃棄物適正処理に向けた普及啓発にも積極的に取り組みます。

法華津防災危機管理課長 防災危機管理課の主な事業につきまして御説明いたします。

74ページをお願いいたします。

事業名欄の1番下、国民保護対策事業費950万9千円でございます。

この事業は、平成31年に大分県でも開催が予定されておりますラグビーワールドカップ2019を念頭に置きまして、会場であります大分銀行ドームでのテロ発生を想定した国民保護実動訓練を国との共同により実施するものでございます。

田邊防災対策室長 防災対策室の主な事業について御説明いたします。

予算概要75ページをお願いいたします。

事業名欄の1番下、県庁防災体制強化事業費2,301万5千円です。

この事業は、災害時において県の災害対策本部等が効果的に機能し、応急対策業務を迅速かつ的確に実践できるよう、各施策を実施するものでございます。

今回の熊本地震の検証を踏まえ、南海トラフ巨大地震など大規模災害を想定した総合防災訓練の実施や関係機関との連携会議などを行うとともに、平成23年度に県と市町村との災害情報共通ツールとして整備をいたしました防災ポータルサイトの保守管理及びこのシステムの更新に向けた検討なども進めてまいります。

神志那消防保安室長 消防保安室の主な事業につきまして御説明します。

予算概要78ページをお開き願います。

事業名欄の1番上、消防力強化推進事業費605万6千円です。

この事業は、消防力を強化するため、非常備消防である消防団員等の確保対策、消防思想の普及宣伝等を行うとともに、常備消防の機能強化を図るものです。

右の事業概要の上から5番目、緊急消防援助隊航空部隊の地上支援活動隊員の結成に要する経費では、大規模災害時に緊急消防援助隊の受援が必要となった場合、多数の防災ヘリの受入れ・誘導に地上要員が必要となりますので、消防団員等を対象に研修や実技訓練を実施し、地上支援活動隊員として育成・登録を行います。

また、その下、消防思想の普及・宣伝に要する経費では、小中学生等の若年層に対して消防思想の普及・宣伝活動を企画運営できる人材の育成・登録を行う地域消防アドバイザー育成・登録事業を新たに実施し、将来の消防団員や地域防災を担う人材の確保を図ります。

池辺審議監兼人権・同和対策課長 人権・同和対策課の主な事業について御説明します。

予算概要の84ページをお願いいたします。

事業名欄の1番下、人権啓発推進事業費2,159万3千円でございます。

この事業は、県民へ人権尊重の理念の普及とその理解を深めることを目的として、様々な手法や媒体を活用しながら、人権啓発活動を実施するものです。

事業概要の欄の1番下、県が実施する啓発事業に要する経費では、人権啓発フェスティバルの開催のほか、差別をなくす運動月間の県民講座等において啓発を実施いたします。29年度は特に、昨年12月の部落差別の解消の推進に関する法律の施行を受け、日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下、法制定の意義を広く県民に周知し、同和問題の解消に向けて取り組んでいくこととしております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

平岩委員 23ページのレジ袋の件なんですけれども、今、コンビニにも取り組むということで大事なことだなというふうに思うんですね。昨日買物をしていまして、デパートは全然これに関わらないのかなと。デパートでレジ袋が削減されると随分いいなと思うんで

すが、デパートと言えば大分県は1つしかありませんけど、やっぱりブランドにこだわるからそういうことはやらないのかなと思いながら、デパートが取り組むとまた違うし、地階の中に、マイバッグを持った人たちがうろうろするというのもいい光景だなと思いながら私も見ていたんですけど、デパートへのアプローチはどうかかなというところを1点教えてください。

それから、78ページの消防力のことなんですけれど、私が議員になって、私の近くの地域で4回火事がありました。これは地域の消防団にとっては不名誉なことかもしれませんが、この前も先週金曜日に火事があって、余りにも車がたくさん行くからどうしたのかなと思って調べたらすぐ近くだったんですね。慌てて行って、ずっと見ていたんですけど、消防の人の活躍よりも、やっぱり消防団の活躍ってすごいんですね。あれみんな見ていたら本当に頭が下がるし、みんな消防団に入らなければって思うなというふうに思いました。最初から最後まで見届けるまでずっといらっしゃるし、そのとき圧が低かったものですから、消火栓から水が取れなくて、川にホースを引いてそこからいっぱいつないで、そして水を供給して、それでもなかなか消えなかったんですけれども、やっぱり消防団は本当に大切だなというのを実感しましたので、是非この消防団に皆さんが興味関心を持ってやっていけるような取組を、緊急対策事業費補助もありますけれども、是非お願いしたいと思います。

以上です。

梶原うつくし作戦推進課長 レジ袋の関係で、デパートへのアプローチという御質問でございますが、某デパートの系列の食品スーパーさんは、実はこの取組、協定に御参加いただいておりますので、例えば別府店の地下はその系列のスーパーさんが入っておりますので、レジ袋の削減に、協定に基づいて御協力を頂いているということでございます。

一方、私ども、今やはり課題と捉えており

ますのは、ホームセンターさんとかドラッグストアさん、こちらの方は、やはりレジ袋の無料配布の枚数も非常に多いということで、引き続き来年度、それぞれ統括するところに呼び掛けをしまして、1つでも、1事業所でも多く御協力いただけるように取組を広げてまいりたいというふうに考えております。

神志那消防保安室長 私たちも、消防団は地域防災の要と考えておりまして、消防は、市町村の最も基本的な重要な分野でありますことから、地方交付税だとか各種補助金、地方債などの制度で国が積極的に支援しているところでございます。

大分県といたしましても、国に対してしっかり消防団員の処遇改善とかの要望をいたしておりますし、また、本県といたしましても、消防団応援の店を推進することで、消防団の入りやすい状況、環境を引き続き整備してまいりたいと考えております。

平岩委員 ありがとうございます。レジ袋の件ですけど、確かに同じ系列のスーパーでも、そこにドラッグストアが入っていたりすると、そのスーパーがレジ袋が出てきたりとかするんですね。ああ、違うんだなと思うんですけど、全国のデパートで、デパ地下でレジ袋廃止というようなところはないんですかね。

梶原うつくし作戦推進課長 全国的に、大分県と同じような取組をしている県が、大分を除いて20ほどございますが、ちょっとそのデパ地下の方でレジ袋の取組というところまでは承知しておりませんが、先ほど申しましたように、別府店の地下は食品系のスーパーさんが今入っておりますので、そちらの方では取組をいただいているということでございます。

平岩委員 分かりました。

衛藤委員長 ほかに。

吉岡委員 2点教えていただきたいと思えます。

1つは、10ページにあります、事業名が高齢者交通安全対策推進事業費なんですけど、

先ほど御説明の中に、高齢者運転者の方が免許自主返納をしたときに、特典の付与ができる店舗の拡充をされるということだったんですけど、これは、例えば各店舗が名乗りを上げたときに、その店舗にも何か利点とか、そういうのがあるのかどうかですね。これは、市町村が推進して県と連携するのか、推進の仕方を教えていただきたいと思います。

それともう1つは、先般御説明があったんですけど、33ページの女性の活躍推進事業費の中でマル特の、今回、託児サービス委託料、これが全県下の市町村でされるというふうにお聞きしました。今までは、大分、別府、中津だけだったと思うんですけど、これは、県が直でされるんですかね。市町村と連携してされるのか、それを教えてください。お願いします。

望月生活環境企画課長 自主返納のサポート店なんですけど、これはお店で割引をしていたりとか、それから荷物を配達していただくとか、そういうお店を県でお店に声かけをしまして、当然、県だけじゃできませんので、交通安全協会とかそういうところのお力を借りながら拡大してきおまして、今年度末で一応今580ちょっとあります。

お店の方のメリットとしましては、県は、そういう店舗を県のホームページは当然ながら毎年パンフレットを印刷しまして、各自治会とかそういうところにお配りをさせていただいて、免許を返納したらこういう特典がありますよということで、免許返納のきっかけ作りという形でさせていただいております。

お店は、ホームページとかチラシ等で、広く高齢者の方々を支援している店だということで、広報啓発という形でお返しをさせていただいているという状況でございます。

後藤県民生活・男女共同参画課長 働きたい女性のための託児サービス事業のやり方、方法について説明をいたします。

委員おっしゃいましたように、現在はアイネスと別府のあす・べっふ、それから、中津市の市教育福祉センターで、アイネスはもち

ろんですが、それぞれ場所を借りて、そこに託児サポーターを配置して託児サービスを行っております。これを来年度は拡充をいたします。

まず、アイネスにつきましては、預かる時間を延長するというので拡充をいたします。その他の市町村、今は別府市と中津市の2か所しか実施しておりませんので、これを全県下の市町村に拡充するというので、その方法としましては、保育施設の一時預かり事業、これを活用いたします。一時預かりには利用料がかかります。その分を県が負担するというので実施していきたいと考えております。

今現在、各市町村の男女共同参画担当課、また保育の担当課と協議を進めておまして、個別の保育施設と実施できる保育施設を順次確保しているところでございます。

吉岡委員 どうもありがとうございました。

先ほどの高齢者の自主返納は、各自治体でも、自主返納したら1万円分のタクシー券とか、それは一時的なものなんですけど、今回みたいに店舗が拡充して割引とかになって、これが広がればいいなと思っております。期待しておりますが、交通の手段がなくなるというのは高齢者の方の1番の言い分なので、そこら辺はこの課ではありませんけど、この施策が十分周知されることをお願いしておきます。

それから、託児サービス委託料については、これは本当に有り難いことなので、どんどん推進していただきたいとお願いします。

衛藤委員長 ほかに。

守永委員 若干、平岩委員や吉岡委員との関連もあるんですけども、10ページの高齢者交通安全対策推進事業費の中で、いきいき交通安全体験講座を開催していきますというお話があったんですけども、今年度、大体どのくらいの、何か所ぐらいやっていくのかなというのが1つと、その事業で先ほど、サポート店のメリットとしては名称が紹介されるよと、いわゆる広告になりますよという話だったんですけども、その名称が広報され

る、その広報の在り方として名前だけが載る形なのか、それともこういうサービスを行っているお店ですよというところまで踏み込んだ内容となっているのか教えてください。

それと、23ページの3R普及推進事業費で、先ほど某デパートのお話はあったんですけども、コンビニにおけるマイバッグの利用促進については、これまでもコンビニそのものが、やはりマイバッグを持ってきてというのが大変だということなのと、コンビニそのものが、チェーン店ではあるけれども、1つ1つのオーナーは違うという状況があると思うんですが、その辺の対策も含めてどのように取り組まれる予定なのかを教えてください。

それともう1点が、41ページの私学振興費の関係で、私立におけるICTの推進ということでの話ですけども、今、客観的に見て、私立と公立とでこのICTの分野ではどっちが進んでいるのかなというのがもし分かれば教えてください。

望月生活環境企画課長 今、いきいき交通安全体験講座のお尋ねでございます。

28年度は、県内18市町村全ての箇所に、市だけ2か所で、合わせて20か所で、参加された方が1,825人です。ちなみに、27年度は同じく20か所で1,759人です。今年ちょっと人数が増えております。

どういふ方をお呼びするかといいますと、市町村にお願いしまして、老人会とか、そういうお世話をされている方の代表の方とかに来ていただいて、そういう方々に経験を積んでいただいて、戻られて老人会の方々に話をさせていただければということでこういう講座を開いております。

それから、サポート店のパンフレットなんですけど、今年度にしたのが見開きで8ページぐらいになりまして、サービスの内容まで書きました。市町村ごとに店舗を並べてサービスの内容を書いたら、文字が多すぎてやっぱり高齢者の方に不評でありましたので、来年はもう少し簡略化して、店舗名と、詳細はお

尋ねくださいというぐらいに簡略化をしようかと思っています。どうしてもやっぱりページが8ページになるぐらい、600弱ありますので、細かな字になってしまって高齢者の方に優しくないの、来年は優しいパンフレットにしたいと思っています。

梶原うつくし作戦推進課長 コンビニでのレジ袋削減対策の取組についてお答えいたします。

10月の1か月間を強化月間と定めまして、今県内にメジャー3社、それから少数の店舗も含めまして約460店舗コンビニがございますが、一応この全ての店舗に御協力をもう既に取り付けさせていただいております、この10月の1か月間、強化月間ということで、私どもの方で予算を頂きましたら、コンビニ用のエコバッグだとか、各店舗に掲げていただく幟旗だとか、それからチラシ、こうしたものを作りまして、今なかなかコンビニの方でそういうマイバッグの持参というのはないんですけど、特に若い方向けにこうした啓発の強化を考えております。

それから、先ほど委員から、直営店、それからフランチャイズ店のことでお話がありましたが、先ほど申しましたように、県内に立地している460店舗、全て御協力を頂けるということでお話をできておりますので、4月以降、10月の強化月間に向けて準備をしていきたいと思っております。

それからもう1つ、大分県庁の店舗と、それから大分市役所の店舗では、もう少し踏み込んだ取組を今検討させていただいておりますので、また取組の直前になりましたらお知らせ等を通じて、少し踏み込んだ取組もやっていきたいというふうに考えております。

徳野私学振興・青少年課長 私立学校のICT教育で、私学の今整備状況でございます。

県教育委員会の教育情報化推進プラン2016、計画が今ありまして、これは公立学校が中心でございまして、26年度の状況でタブレットなどの1台当たりの児童・生徒数、それから電子黒板のある学校の割合、普通教

室の校内LANの整備率、こういったものは、やはり公立に比べて今、私学は遅れております。

私学の高校が大分県内は15校ございますので、高校によりまして、例えば国際情報高校といった工業系の高校では進んでおりますし、県立も、工業高校と普通科高校では違います。こういった状況を受けて加速化させたいということで、おおむね2020年を目途に、私学の方でも今回の事業でおおむね公立並みには整備していきたいと考えております。

守永委員 ありがとうございます。高齢者の関係では、いきいき交通安全体験講座、老人会の代表などを呼んでということで、そこからまた広がっていけばいいんだろうと思うんですが、交通安全というふうな観点からすると、今、交通指導員の方も結構御高齢の方がやられている地域が多いんですよ。そういった方々にも呼び掛けるようなことをされると、もっと積極的に踏み込んだ活動が地域で行われるんじゃないかなと思ったりもします。

また、チラシを工夫しますということなんですけれども、一応、ジャンルごとに分類されているんですかね。その後ほどお答えいただければと思います。

それと、3Rの関係はまた積極的に取り組むことができるよということと、また、コンビニで結構、昼とか混むときに、複数のレジで対応したりしているんですけども、そのときに、レジ袋を持ってこない袋も有償になりますよというのが、コンビニサイドの窓口では当然対応するんでしょうけれども、県下の、いわゆる県民の皆さんが、コンビニでも袋を持っていないと5円要るんだとか、そういったことが分かっていないとトラブルのもとになったりするとも思いますので、その辺の県民向けの広報は、特に10月だけよということになれば、それに向けての準備をお願いしたいと思います。

望月生活環境企画課長 先ほどお話がありました交通指導員の方なんですが、県下で今6

22名いらっしゃいます。モチベーションを高めるために、表彰を毎年、5年、10年、15年という形でさせていただいております。あわせて、年に1回必ず研修会をさせていただいております。それは、道交法の改正とか今回、3月はございましたが、そういう内容を熟知していただいて、そういう方々がまた地域の中で交通安全の教室とかそういうのを開いていただいておりますので、どうしても私どもだけでやると裾野が広がりませんので、裾野を広げるために交通安全指導員の方々の研修をして、なおかつそういう方々の研修力の、内容のアップするようにして実施しております。

それから、パンフレットの内容なんですが、一応、市町村ごとにジャンルごと、市町村でまず、自分のところ市町村のどこが入っているんだというのを見ていって、そのお店はどういうお店かというのをジャンルごとしております。中には、例えば自動車屋さんとか、廃車費用の割引とかそういうのをしてくれたりしているところがございますので、分かるような形で工夫をしておりますが、まだまだ余地があると思いますので、引き続き努力をしていきたいと思っております。

守永委員 ありがとうございます。

衛藤委員長 いいですか。

森委員 それでは、ページでいうと18ページ、ユネスコエコパーク推進事業費に関連してまずお尋ねします。

知事の提案理由、説明等にも出てきますように、要はユネスコエコパーク、ジオパークについても、この生活環境部のうつくし作戦の推進の中でも大きく位置づけられていると思います。

その中で情報発信、29年度も強化していくという話であるんですが、例えばなんですけれども、我々議員に対する情報発信も必要じゃないかなと思う部分がございます。といいますのも、このユネスコエコパークに登録されることというのは、非常に世界的な自然環境のすばらしさとか、その価値が評価され

るということでもあると思うんですけども、一方で、それに登録されることで、いわゆる道路整備等における開発みたいな形の捉えられ方をする場合に、それが制限されるんじゃないかというような心配を、地域の方からも聞くこともございます。

また、地域の方自体が、そのエコパークの価値に関してまだ十分理解をしていないという部分が現実にありますので、今回、この予算書にありますオフィシャルアーティストを活用した情報発信等々ございますけれども、これから、我々議員への情報発信とか、また地域の方への情報発信について、少し教えていただきたいと思います。

その下の施設整備費補助の中で、ユネスコエコパークのエリアというか、核心地域の傾山に関してなんですけど、傾山、九折越（つづらおりこえ）の広場にあるトイレが、昨年末に撤去をされました。縦走をされる方、またこれから訪れる方についても、そういったトイレ等の環境整備というのは非常に重要だったと思うんですけども、要はもうない状態で簡易トイレを持って行ってくださいというようなことが豊後大野市のホームページに載っている状況です。このことに関して、施設整備費補助等はございますけれども、そのエリア内での、いわゆる訪れた方へのそういった環境整備についてどう考えられているのか、まずエコパークについていただきます。

続いて23ページの、うつくし作戦、先ほども3Rのお話があったんですけども、30・10運動についてもお話があった。これについては、大分市が既にやっておるといふうに聞いておりますけれども、県内の自治体の状況と、そのことの連携について少し教えてください。

続いて、24ページのジオパーク推進事業費の中で、下から2番目の二重丸、持続可能な取組のための基盤強化推進に要する経費というふうにあります。この内容について少し教えてください。

最後に66ページ、産業廃棄物の関係で1

点だけお尋ねします。

災害時、昨年の熊本地震においても、いわゆる、これは産業廃棄物の中のし尿処理に関してなんですけれども、やはり避難所等においては、やっぱり1番最大の問題がそういった排せつ物の処理だと聞いておりますし、その衛生面での対策というのも非常に重要だと思います。

県職員さんのお話を聞きますと、やはり現場にいて1番困ったのがトイレ、また、トイレの清掃にやはり多くの方の労力が費やされたとも聞いておりますし、また、そのし尿をよそに持っていくバキュームカー等の整備というか、そういったほかの県との連携についても課題があるんじゃないかという話も聞いております。特に、下水道施設が整備されている地域においては、そのバキュームカーの不足等も課題になるんじゃないかという話も聞いておりますので、その辺りを今後のことも含めて、いわゆる排せつ物を処理する段階でも、今現状の課題と対策について県の見解をお聞かせください。

柴田生活環境部長 私から1点、議員の皆様にもエコパークになったときに、開発への制限についての御懸念があるというお話でございます。機会を設けまして、皆様方には是非御説明を差し上げたいと思います。これは事務局の方と御相談させていただきます。

山崎自然保護推進室長 私の方から、エコパークの情報発信ということについて、まず、オフィシャルアーティストを活用した情報発信ですけども、順調にいけば夏前に登録されることになると思います。そのときに、やはり今後エコパークというブランドをどう活用していくかというのは最大のやっぱりミッションという部分になると思います。

それで、まずは祖母・傾・大崩というのはどうしても登山家の方はよく知っているんですけども、全国的にも、県内でも余り登った方がいないとか、知名度が余りないということで、登録というのはある意味、情報発信の最大の好機とっております。それで、や

はりその傾山の美しい自然、貴重な自然について皆様に知ってもらい。それを視覚に訴えて分かってもらうことが非常に大事なかなということで、単なる映像の配信ではなくて、個々に、オフィシャルアーティストという、大分県にゆかりがあって、国内にも海外にも情報発信力のあるアーティストとコラボをしてやっていくというようなキャッチーなやり方で情報発信をやっていきたいと思えます。ですから、そのアーティストの楽曲に合わせて、楽曲を流しながら、その祖母・傾・大崩の大自然を映し出すというそういったような配信というのを今考えております。

それと、もう1つは、そういった情報発信だけじゃなくて、エコパークという以上、地道な活動、普及啓発もやっていく必要があります。例えば、これはエコパークというのは宮崎県と大分県と、あとそれぞれの県で言えば豊後大野市、竹田市、佐伯市、宮崎で言えば延岡市と高千穂町、日之影町で、推進協議会を作ってやっております。この推進協議会の中でも、地道な情報発信、要は地元の方とか、まず小学生とかにも分かる形で情報発信に取り組んでいきます。

まず1つとして、ユネスコエコパークの申請書を提出していますけど、これかなり専門的で、かなり分厚いし分かりにくいというのがあるんですけども、そういったのをシンプルに解説して、誰でも分かるような形でやっていくと。それに合わせて、その英語版を作ったり、それから将来的には子供向けを作ったりと、そういうことをして、地元の方にも、やっぱりエコパークを認定された、そのエコパークというのは世界のモデル地域なんですよと、そういうことがよく分かるように普及啓発を図ってまいりたいと思えます。

それと、ジオパークの件で持続可能な取組だの基盤整備というんですが、これは、ジオパークをやっていく上で、ほかのジオパークとの関係だとか、大分のジオパークは日本ジオパーク委員会認定のジオパークなので、そういったところとの協議とか関係作り、いろ

んな大会とか、地球惑星大会というのが毎年開かれますけれども、そこでは本当、各ジオパークとかいろんな学会の先生なんかが集まって協議することもあって、そういったネットワークを強化するというようなことで豊後大野、それと姫島のジオパークの推進をそういったネットワークの力で県が入って支援するというようなところでございます。

梶原うつくし 作戦推進課長 30・10 運動の推進に当たっての市町村との連携状況についてお答えいたします。

最初に、私どもの方で環境教育のマスコットキャラクターの「エコ助」というのをあしらったチラシを作成いたしまして、それは県民向けのものです。

それから、それをちょっとアレンジした幹事さん向けというのを2種類作りまして、1番初め、昨年11月11日に、大分市さんと大分駅の北口で朝の通勤時間帯に街頭啓発を行いました。ちょうど忘年会、新年会のシーズンに入るといことで街頭啓発をさせていただきまして、そのチラシにつきましては、県内の18市町村全てに私どものフォームで印刷したものを提供させていただきまして、その後の取扱い状況を確認したところ、全ての市町村で、少なくとも市役所だとか町村の役場の中の関係課にはしっかり配っていただき、あるいは窓口においていただいたりして、市民向けに啓発をやっていただいているということでございます。

それから、保健所におきましては、飲食店だとかホテル、宴会場などを擁しております。そうしたお店の許認可を食品衛生協会と一緒に事務に当たっていただいておりますので、そうしたところにもお願いしまして、窓口でのチラシの配布だとか、あるいは立入りしたときに、こういうことを今、県でやっているのということで、それぞれのお店で普及啓発をしていただいていると。そういう形で、今少しずつ広げいただいているところでございます。

森下 廃棄物対策課長 災害時のし尿の処理に

ついてお答えしたいと思います。

し尿につきましても、災害時、それ以外のときにつきましても、産業廃棄物ではございませんで、一応、一般廃棄物という扱いになります。このため、一時的な事務取扱については市町村の固有の事務となりますが、今回のように熊本地震とかいう非常時になりますと、市町村だけでは対応ができないということで、県からも処理について事務を行うという、肩代わりするというような規定がございます。

実際、こういうのが発生しましたときに、県としましては約100人に1基の仮設トイレが必要だろうと。ただ、これにつきましても、2日に一遍はくみ取りをしないと一杯になってしまって不衛生な状況になるということを考えております。

それで、こういう状況のときにバキュームカー自体を県自体が持っておりませんので、市町村、又は浄化槽の汚泥とか、それからふん尿を収集する業者さんもいらっしゃいますので、そういう方は県内で約260台のバキュームカーをお持ちです。ここをフルに活用して収集に当たっていただくということで、19年2月に、大分県環境整備事業協同組合、こちらはし尿のくみ取り等をやっているところですが、こちらの方と協定を結んで、市町村等から依頼があった場合、そちらの組合に、何台出せますかというお問合せをして、至急そちらに回っていただくというようなことを今やっているような状況でございます。

山崎自然保護推進室長 先ほど委員の質問の中で、私答えをちょっと忘れていたところがあります。すみません。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの施設整備の関係です。

これについて、先ほど言いました竹田市と豊後大野市、それと佐伯市なんですけれども、それぞれユネスコエコパークになるということで受入れ態勢をしっかりとやって、お客様に満足をしていただくということはやっぱり

本当に一番大事なことだと思います。

それで、各市から要望がこの施設整備で上がってきております。その中で、竹田市について神原地区から祖母山1合目までの歩道の整備とか、先ほど委員言われました豊後大野市については、祖母山9合目の小屋の整備ということで、これは老朽化した既存のバイオトイレの改修とか、あと水洗トイレの増設と、あと傾山登山道については、トイレブースを2か所設置するように、これは、携帯用トイレを使ってブースを作って見えないようにするような形の、そういった整備とか看板の整備。それと、佐伯について、藤河内キャンプ場の中で、やはり遊歩道が危険で、なかなか安全に問題があるところがあるので、そういったところの改修とか、あと、トイレもやはり洋式、水洗にして、受入れ環境のアップに資する補助をやりたい、国の自然環境整備交付金を活用して行いたいと思っております。**森委員** ありがとうございます。ジオパーク、エコパークについては、よく言われるのが経済効果が見えにくいとかいうこともあるんですけど、このエコパークについても今後認定されることによって、いわゆる社会的効果である、地域の方が誇りに思うとか、そういった部分での効果をできるだけアピールしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

30・10については、大分市は既にステッカーを作って、実は昨日入ったところにもありましたので、それに関してまた県も協力してやっていったらどうかなと思ったのでお話ししました。

最後に、し尿処理の関係で、今新しい技術というか活用の中で、下水道を使ったマンホールトイレの仕組みとかいろいろ検討されていると思いますけれども、大きな災害が起こると、そういった部分も、例えば水が流れなかったら使えないとか、管が切れていたら使えないとかいうこともあるというふうに聞いておりますし、やはり衛生面は避難所での一番大きな課題だと思いますので、県の災害基

本計画を含めて、今後もいろいろ検討していただきたいと思います。

近藤委員 57ページに、新規項目で豊かな水環境保全推進事業費というのが上がっているんですが、河川環境を、やっぱりきれいに保っていくということは非常に大事なことだというふうに思っております。

例えば、私どもの由布市、由布院のまちには、外国人観光客が本当にたくさん来るんですよね。そして、その人たちが、みんなやっぱりどこかでトイレをするんですけども、毎日1万人近く来るんですけども、それだけの処理をするようなところが何もないんですよ。ほとんどオーバーフローで河川に出てしまっている状況なんです。

そういうことで、水が、例えば櫟木のダムなんかはもう、青黒くなって富栄養化で、もう藻も発生しておりますけれども、それと、レジオネラの関係でひどい塩素消毒をしております。そういう処理をして出すということになっておりますけれども、まだそこまでいっておりませんので、御存じのとおり、由布市は公共下水道はほとんどありませんので、全部大分川に流れております。

これを水道の原水にしているのは狭間町なんです。何とか早く水対策をやりたいということでありますけれども、なかなか進まない。狭間町の人たちは、ほとんど飲み水は信用していません。全部くみに行くか、買って飲んでおります。風呂場とかそんなのには使いますけれども、そういう状況があるんですよ。それで、由布市も水道事業で値段を上げるということで、多くの反対で、出した原案を撤回しております。

この河川環境をせんというならば、抜本的に公共下水道がない以上は解決しない。それであれば、市民の飲み水をどこから確保するかとかそういうふうなことも、やっぱりしっかり県も頭の中に入れていただかないと困るなど非常に思っておりますけれども、この河川の根本的な汚染対策をどうされますかですね。

家庭の雑排水からも、いろんな危険なものが流れ出ていると思っております。絶対人の口には入ってはならないものがあるとも、いろんなことで報じられておりますけども、その辺の考えを県はどういうふうに持たれているのか、お聞かせください。

中西環境保全課長 河川の水環境についてということですが、委員のおっしゃるとおり、我々も河川を清浄にしたいという気持ちは同じでございます。

この豊かな水環境保全推進事業というのは、この事業の中では、特にその辺は触れていなくて、湯布院の流域会議がございます。ゆふいん会議というのがありまして、その中で外来藻の除去であるとか、そういう水環境に親しむ取組等をやっているのを支援する事業になっております。

水道については、御存じのとおり市町村の水道ということで、人口減少とかによって維持費の収益が減ったり、又はどんどん施設の老朽化とかいうところもありまして、もう1個、広域連携というのを今事業としてはシミュレーションしたりする事業を考えております。その中で、広域連携をする中で、水源の確保とかいうところも今後検討していかないといけないと思います。

あと、公共下水道が普及すると1番なんですけど、全戸というのはなかなか難しいと思っております。これは土木建築部の方で事業としてやっておりますけど、今まで流域会議のある場所だけだったんですが、そこを来年度の予算については、全県下で合併処理浄化槽を上乗せ補助するというふうに聞いておりますので、そういったところで河川の水環境が少しずつですけど良くなっていくことを期待しております。

近藤委員 啓発活動で環境は守れるというものではないんですよ。現実にはもう何かやらない限りは、実際に汚れているんですよ。藻を除去したとか何とか、水辺の環境をきれいにしたぐらいじゃ根本的な問題は絶対に解決しない。ずっといろんな雑排水が全部流れ出

るわけでありますから、それであれば、飲み水を確保する以外に市民の安心は守れないと、私はそういうふうに思っておりますので、この辺も、県はしっかり何か、水環境を実際に調査してくださいよ、どれだけ汚染をされているのかよく分かると思いますよ。

だから、そういうことをやりながら、やっぱり市民の安全をするためには、飲み水をどう確保するか、問題はそこに行かないと、なかなか公共事業というのは何百億円かかるかわかりません。そういうことをできるはずもありません、お金がないわけですから。それよりも、やっぱり飲み水を、良い水を確保する段取りが早いと私は思っておりますので、そういうことも頭に入れていただきたいと思えます。部長、お考えをお聞かせください。

柴田生活環境部長 水環境につきましては、私ども確かに、今ソフト事業といいますか啓発を中心にしてやっております。当然、根本部分の話ということで近藤委員のおっしゃることが本当に、私どももそう考えております。下水道の担当課、土木の担当課等を含めて、あるいは浄化槽の点検整備、合併浄化槽への推進ということを含めて連携して取り組んでまいりたいと思えます。

近藤委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

井上副委員長 32ページの犯罪被害者等支援条例の検討に関することですが、これは予算特別委員会でも質問が出たんですけど、今から検討委員会を作ってやるということですが、条例制定の時期は29年度中を目指すということでよろしいでしょうか。ちょっとこのところが予算特別委員会でははっきりしなかったようですが。

柴田生活環境部長 今、手順を踏んで1つずつ進めているような状況で、本当になるべく早くしたいと思っております。そういうことでございます。

井上副委員長 各市議会からも、それぞれの市に意見書が出ているんですが、被害者支援に直接関わるのは市町村なんですけど、市町

村が、県が制定していないからというのを言い訳にしてなかなか動かないんですね。だから、そのような意味もあって、是非早期の制定をよろしくお願ひいたします。

衛藤委員長 要望でいいですか。

井上副委員長 はい。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、第28号議案美しく快適な大分県づくり条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

梶原うつくし作戦推進課長 それでは、第28号議案美しく快適な大分県づくり条例の一部改正について御説明いたします。

議案書では229ページでございますが、説明はお手元の委員会資料でいたします。1ページをお開きください。

1の条例の概要ですが、この条例はごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加のもと広域的に推進するため、ごみのポイ捨てや落書き、ピンクチラシの貼付の禁止などを定めております。その中で、自動車の放置等の行為を禁止することについても定めておりまして、一定の条件のもとでは、相当期間放置された自動車を廃物と認定いたしまして、県において処分することができる旨を定めた規定がございます。今回、その廃物として認定する条件等について定めた条項につきまして改正をお願ひするものでございます。

2の改正の理由ですが、地方税法等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴いまして、規定を整備するものでございます。

3の改正の概要についてでございます。

左の白抜き数字①自動車の廃物認定条件でございます条例第24条第3号につきましては、引用しております地方税法が改正され、条ずれが生じることから改正するものでございます。

また、今回の改正ではその他の条項についても併せて改正をお願いしたいと考えております。

②の条例第24条第1号につきましては、引用しております道路運送車両法が改正され、同法の抹消登録に係る条項が永久・輸出・一時と細分化されたことに伴い改正するものでございます。

③の放置の定義であります条例第2条第3号につきましては、ただし書に引用しております道路交通法が改正され、放置行為という略称規定が削除されたことから改正するものでございます。

④の条例第25条第2項第4号及び第5項におきましては、放置自動車等を廃物と認定し処分を可能とするまでの告示期間を6月としており、これは民法等の遺失物に関する公告期間にならっていたものでございます。民法及び遺失物法が改正され、その公告期間が6月から3月に短縮されたことに合わせまして、今回3月への改正をお願いするものでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は、質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第29号議案特定非営利活動促進法施行条例等の一部改正について執行部の説明を求めます。

後藤県民生活・男女共同参画課長 議案書の231ページ、第29号議案特定非営利活動促進法施行条例等の一部改正について御説明

いたします。

お手元の委員会資料の2ページをお開き願います。

左上にありますように、特定非営利活動促進法がNPO法人の一層の健全な発展を図るとともに、法人の運営の透明性を確保することを趣旨として一部改正されたことに伴い、特定非営利活動促進法施行条例と指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例、この2つの条例の一部を改正するものでございます。

左側に記載しておりますが、法の改正内容の、まず手続の見直しにかかるものの1つとしまして、1認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事前提出義務の見直しが行われ、海外への送金又は金銭の持ち出しをする場合には、事前提出を不要とし、事後提出とすることと簡素化されました。これに伴いまして、右側に記載のとおり施行条例の関連する規定を整備するものでございます。

次に左中央にありますように、法の改正内容の、情報公開の一層の推進にかかるものの1つとしまして、2認定NPO法人等の役員報酬規定等の備置期間延長延長では、法人の事務所に備え置く期間が、また、3閲覧・謄写期間の延長では、所轄庁において閲覧・謄写させる期間が、それぞれ延長されたました。右側の1番下にありますように、指定NPO法人は、県民税の税額控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として県が指定するものでございますが、法の改正に伴いまして、右側に記載のとおり、指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例を法に準じて一部改正し、認定NPO法人と同様の期間に延長するものでございます。

施行の期日は、法の施行に合わせ、本年4月1日としています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員さん、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第30号議案大分県環境影響評価条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

中西環境保全課長 第30号議案大分県環境影響評価条例の一部改正についてです。

議案書では233ページになりますが、お手元の委員会資料3ページで御説明いたします。

本条例については、昨年第1回定例会で改正を求める請願が採択され、その処理結果を第2回定例会において報告し、その後の検討状況を第4回定例会において報告いたしました。本定例会で改正案を上程させていただいております。

まず、1を御覧ください。環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、事業を実施するに当たり、あらかじめ事業を行う場所の環境について調査し、事業がその環境に与える影響について予測、評価を行い、その結果に基づいて事業の内容をより環境に配慮したものとしていくものです。

大分県では、環境影響評価法の対象事業より規模の小さい事業や法対象以外の事業種を条例の対象とする役割分担によって、事業者による環境影響評価の実施を推進してきました。

次に2の条例改正の理由です。再生可能エネルギー発電事業の増加等に伴い、環境影響評価法の対象外ではありますが一定規模の発電所については、環境保全について適正な配慮がなされることを確保するためでございます。

次に3の改正内容です。対象事業種を規定

している条例の別表を改正し、法対象外ですが、規模が大きく環境影響の程度が大きくなるおそれがある事業として、新たに事業用電気工作物の設置又は変更の事業を追加するものでございます。

なお、施行日前に電気事業法による認可又は届出がなされた事業や、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による認定を受けた事業又は受けたとみなされた事業については、アセス手続の実施に努めることを求める規定としています。

具体的な発電所の種類及び要件については、表にありますように、他の条例対象事業と同様に今後条例施行規則において定めることとしております。

規模の要件は、表の太い黒枠で囲った部分になりますが、水力、火力、地熱、風力については、隣接県の規模要件と同等に設定し、太陽光については、既に条例の対象としている長野県や仙台市の規模要件を参考にして、敷地面積20ヘクタール以上としたいと考えております。

最後に4の施行日ですが、約9か月の周知期間を設け、平成30年1月1日としております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

委員外議員さんも併せて質疑、御意見ありませんか。

吉富委員外議員 この第30号議案の中の地熱発電所の件なんですけれども、これは、温泉熱利用等での発電だと思うんですけれども、この中で法アセスを実施しない場合に適用するといろいろ書いているんですが、住民手続が必要だと最後なっております。これは、温泉の出る地域から、ボーリングするところから大体距離としてどれぐらいのところの住民までが対象になるんですか。まず、そこを教えてください。

中西環境保全課長 住民手続は、意見を述べるができる規定になっておりまして、特に何メートル以内とかいうのはございません。

誰でも意見を述べることができるようになっております。

吉富委員外議員 一応住民の言葉はフリーで、どこから出ても環境に対して意見が言えるということだと思っておりますけれども、当然、上から下に流れるというのが温泉ですから、特に、私は別府ですからお伺いするんですけど、やはり今、別府市で1番問題になっているのが、山の中で、要するに上部の方で大きく掘られると、下の方の人が温泉が出なくなるんじゃないかというような心配を物すごくしているわけですね。湯けむりが消えるんじゃないかとか、そういうことまで随分心配しているので、普通の温泉を突くと、掘削するというときには、例えばその地域の泉源を持っている人だったら60メートル以内の人たちの同意がなければ新しい温泉を突けないとかいろいろあるんですけど、こういう場合に、やはり山の中で大きな土地を何ヘクタールも持っている人が1人しかいないとか1社しかいない場合には、そういうときの住民の意見というのはどこに持って行って、それをやめさせるというわけじゃないんですけど、試験的にボーリングをすとか、いろいろな部分での住民の監視というものはどういうふうな形でできるのか教えていただきたいんですけど。

山崎自然保護推進室長 今、吉富委員外議員から温泉地熱発電に関する川下の方の問題ということで、ちょっとこれアセスは直接関係ないんですけど、私の意見はですね。今県内でも固定価格買取制度が平成24年に始まって、だんだん地熱発電の開発が別府の方で増えています。これは、ここに規定するように5千キロワット以上というのはかなり大きな開発になるんですけども、温泉の蒸気を利用したもっと小規模な、5千もないような発電というものは結構増えています。

我々は温泉の資源というものは有限で、やはりこれは次世代に伝えていかないといけない大切なものだと思いますので、それをやっぱり監視するために、モニタリングの制

度を設けてやっております。地熱発電の盛んなところ、そういった地区の付近に、温泉事業者の協力を得まして、モニタリングの計器を設置しております、別府とか九重とか由布とかのですね。そういったところのデータを分析しながら、その温度とか湧出量、この変化に注意深くモニタリングしながら、そういったことをやっていきたいと思っております。

それと、温泉の地熱発電になると、審議会にかけるときに内規によって審査をしますので、その場合に、例えば掘削の経緯だとか掘削の深度によって地熱発電の場合は住民への説明とあとモニタリング、これは県も先ほど言ったようにしていますけど、開発事業者自身もやらないと悪いと。それも、開発前と開発後でやっていただくようなことで指導をしています。

あと、それともう1つ付け加えるのであれば、別府市の、やはりそういった問題が小倉地区を中心に起こりましたので、昨年度、別府の地熱発電に関する条例を作って、やはり地元の住民への説明とか、あとモニタリングとか、その辺をしっかりとやったりやるということによって指導をするようにしていますので、そんなことから、監視に努め、保護を図りながら、保護というのがやっぱり大前提で、そして利活用というのを県の温泉行政として進めていきたいと思っております。

吉富委員外議員 よく分かっているんですけども、県は28年度、29年度も2千万円出して温泉のモニタリングをやっていますね。今、室長がおっしゃっていた分だと思っておりますけれども、それは分かっているんですけど、小倉地区で出ているのは、小規模発電の部分だけで、湯けむりを使ってということなんですけど、今新たにやっているのは、バイナリーで地熱だけで発電をするというやつで、計50センチの太さの500メートルを掘って、その地熱で、要するに沸騰させた液を、原子力と同じ感覚ですけど、沸騰点の低い液を地熱で沸騰させて、それを缶の中の蒸気でタービンを回してまた水で回すという、お湯も取

らなければ湯気も取らない。地下の地熱だけを取るんですけれども、50センチの径のものを500メートル掘れば、伽藍岳の近くでこれをやるという話が今出ているんですけど、そんなことをすると、やはり掘るときには必ず温泉は出るので、それを一滴も出さずに掘っていけばいいんでしょうけど、やはりそういうことも実際に今計画されている部分がありますので、これ要望ですけれども、是非とも県としてもその辺のところは強く監視を今後していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

近藤委員 今、吉富議員から発言がございましたけれども、非常に大事なことだというふうに思いますので、関連して発言させていただきますが、湯平温泉が大湯源泉、1号泉で本当に有名な温泉だったんですけれども、八丁原で大深度の開発をやりまして、地の底のことは何がどうかということは本当に分かりませんが、湯平に温泉が出なくなったのは間違いありません。これで湯平温泉がずっと落ち込んだんですけれども、やはり地下はどこかでつながっているというふうに思うんですね。だから、地熱開発は悪いことじゃないんですけれども、既存の温泉地に影響が出るような開発はやっぱり困るなというふうに思います。私の方の監視の地区でも、山の中に開発が進んで、そこ結構出るんですね、噴気が。皆さんが影響が出るんじゃないかというふうに非常に心配しております。すぐは出ないかもしれませんが、20年、30年先になったら分かりません。誰も分からないわけですから、できるだけ、やっぱりそういう影響の出ないような許可の仕方をしていただきたいですね。温泉地周辺はなるだけ、余りそういうことには利用しないようお願いをしておきます。

衛藤委員長 要望でいいですね。

近藤委員 はい、いいです。

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決

することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①と②をまとめてお願いたします。

後藤県民生活・男女共同参画課長 第4次大分県DV対策基本計画の策定について、説明いたします。計画を冊子でお配りしておりますが、お手元の委員会資料で御説明させていただきます。4ページをお開きください。

昨年9月の本委員会で骨子案を報告いたしました本計画につきましては、昨年12月から今年の1月にかけてパブリックコメントを実施して県民の意見を伺い、大分県男女共同参画審議会による検討を経まして、最終的にまとめりましたので、本日、報告をさせていただきます。

まず、この計画の位置づけでございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく都道府県基本計画として策定するもので、計画期間につきましては、右側にありますように、来年度から平成36年度までといたします。

計画の体系ですが、基本理念を配偶者等からの暴力のない社会を目指してとし、暴力根絶のための啓発と教育の充実等5つの基本目標を掲げまして、各基本目標の下に定めた重点施策ごとに具体的取組を設けております。

基本目標Ⅰの重点施策1、暴力を許さない社会意識の醸成では、女性に対する暴力をなくす運動の充実としまして、11月の運動期間などにおいて取組の充実を図ることとし、その下、2の若年者に対する人権教育・DV予防啓発の推進では、中学生からの予防啓発に取り組むこととしております。

また、基本目標Ⅳの被害者の自立に向けた支援の展開では、重点施策11、被害者への心理的支援におきまして、回復のための心理

的ケアの充実を図ることとしております。

左下、取組状況や成果を公表する項目を御覧ください。この計画では、DVを未然に防止し、被害者が相談しやすい対策等を講じるために、新たに14の項目を設定いたしました。主な項目としてそこに記載しておりますが、若年者や教職員を対象としたデートDV防止セミナーの受講者数、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数、DV相談員等研修会の受講者数でございます。

各項目の実績値は、毎年度、大分県男女共同参画審議会に報告するとともに、県庁ホームページにも公表を行うこととしております。**中西環境保全課長** 続きまして、第8次となる化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定について御説明します。

委員会資料の5ページをお開きください。

この計画案は、お手元にもお配りしております。また、後ほど御覧ください。

まず、総量削減制度とは、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海等の閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、これまで7次にわたって計画が策定されています。

(2)の対象となる指定項目は、化学的酸素要求量であるCOD、窒素及びりんの3項目となっております。

左側の枠のところですが、国が示した総量削減基本方針に基づき関係府県がそれぞれの総量削減計画を定め、そのうち日平均50立方メートル以上の旅館業や、し尿処理場といった特定事業場は、総量規制基準による汚濁負荷量を規制することで削減目標量の達成を図るものでございます。

右側のところですが、今回、国が示した基本方針の中で、大分県の平成26年度実績に対する31年度の削減目標量が定められています。CODは1日当たり32トンから31トンへと、りんは2.4トンから2.3トンへと汚濁負荷量を削減し、窒素は現状維持となっております。

次のページを御覧ください。これを受けまして、1の総量削減計画ですが、(1)にありますように、基本方針で定められた削減目標量を更に、発生源別に生活系排水、産業系排水、その他で振り分けております。①のCODに関しては生活系排水を1トン、③のりんに関しても生活排水系を0.1トン削減する目標としております。

その下、(2)削減目標量達成のための施策としましては、生活系、産業系、その他でそれぞれ対策を実施することとしておりますが、特に生活系排水対策として、土木建築部と連携し、下水道や合併処理浄化槽の普及促進を図り、削減目標を達成することにしています。

次に2の総量規制基準につきましては、産業系排水の基準となりますが、現状のままで削減目標量を達成できるものと見込んでおまして、基準値の変更は行わないことにしています。

最後に3の今後のスケジュールについてですが、本年2月のパブリックコメント終了後に大分県環境審議会に諮問を行い、原案どおり認めるという答申を得ております。

今後、関係市町村への意見聴取及び環境大臣への協議を実施した後、6月頃には計画を策定し、その後ホームページ等で公表して、周知を図る予定です。

衛藤委員長 続けて、③から⑥の報告をお願いします。

徳野私学振興・青少年課長 平成28年度の青少年のネット利用実態調査結果を御説明します。委員会資料7ページをお願いします。

本調査は平成24年から保護者のみを対象に行ってきたものを、今年度から、保護者に加え、児童生徒も本人を対象にインターネット全般に関する調査を実施したものでございます。

その結果の概要を御説明します。なお、詳細な調査結果は、別冊でお配りしているもので、後ほど御覧ください。

まず、1の調査対象については、児童生徒

が4,815人、その保護者が4,089人の、合計約9千人を対象としております。

次に、3の調査結果の概要でございますが、まず、(1)ネットの利用機器・利用状況についてですが、青少年のネット利用率は年々増加しております、約9割の子供たちが利用しております。

(2)ネット利用内容ですが、高校生はLINEやFacebookなどのSNSが最も多く、中学生はYouTubeなどの動画視聴、小学生はゲームが最も多い結果となっております。

(3)平日におけるネット利用時間ですが、最も多いのは1～2時間未満で22%でありまして、高校生の75%は2時間以上利用しております。

(4)Wi-Fiなどの無線LAN回線の利用状況です。約8割が利用しています。この場合、フィルタリングが効かないなどの問題も生じております。

(5)ネット利用による生活変化です。特に変化がないとあります。いい面、悪い面ございますが、家族や友人とのコミュニケーションが増えたなどのプラス面も見受けられました。

(6)はネット利用によるトラブルで、約3割の子供がトラブルなどがあったと回答しております、トラブルなどを把握していない保護者が1割程度います。相談先としては家族や友人が大半を占め、誰にも相談しなかった子供が2割弱となっております。

(7)の家庭のルールにつきましては、8割以上の家庭でルールを作っておりますが、内容は利用時間やマナーなど生活面の使用制限、それからトラブルがあったら相談することといったものになってます。

(8)保護者の取組ですが、使い方にまず保護者が関心を持つ、それからマナーや危険性を話し合うといったものとなっております。

(9)の保護者の利用状況は、保護者自身ももうほとんどがネットを利用しております、その利用内容はLINEといったSNS

や、ニュースが多くを占めております。

以上の結果を踏まえて、4の今後の取組ですが、引き続きこうした調査を実施して、まず利用状況を把握するとともに、子供それから保護者も更に学ぶ機会を提供していきたいと、各所で機会を県も実施しておりますので、そういった機会を引き続き提供していきたいと思っております。

特に、PTAや学校に対してルールづくり、それから情報リテラシーの向上、フィルタリングの利用促進などをこれから新学期を迎えますので、更に働きかけていきたいと考えております。

山崎自然保護推進室長 続きまして、国立公園満喫プロジェクトの推進について御説明いたします。委員会資料の9ページをお開きください。

まず、1番上の経緯を御覧ください。

昨年7月に、国のインバウンド施策の1つであります国立公園満喫プロジェクトのモデル地域として、阿蘇くじゅう国立公園が選定されたことを受け、9月には、行政・民間・有識者からなる阿蘇くじゅう地域協議会を設置しました。

そして、12月下旬に、先行的・集中的に実施する取組等についてまとめた阿蘇くじゅう国立公園ステップアッププログラム2020を策定したところでございます。本日は、このプログラムの内容について、御説明いたします。

その下の左側です。公園全体での取組についてですが、「復興の大地～草原のかほり、火山の呼吸。人が継ぎ、風と遊ぶ感動の大地～」というコンセプトを掲げ、上質な景観の保全やインバウンドの受入れ環境の整備、熊本地震からの復興、海外への情報発信強化等に取り組むことにしております。

具体的には、野焼きや放牧の実施による草原景観の維持・再生や、景観を阻害する支障木の伐採、自然や温泉、文化等を活用した外国人向けツアーの開発、観光客の安全対策としての避難小屋の整備などに取り組めます。

また、その右側であります、重点的に取組を進めるビューポイントとして、地図にあるように、やまなみハイウェイなど11のエリアを設定しております。

なお、ビューポイントでの特徴的な取組といたしましては、サイクリングなどのアウトドアプログラムの開発や、DRUM TAOとコラボした劇場等の整備などが挙げられます。

今後は、ステップアッププログラムに記載されたこれらの内容を実現するため、阿蘇くじゅう地域協議会を中心として、プロジェクトを進めてまいります。

佐伯食品安全・衛生課長 牛海綿状脳症（BSE）検査の見直しについて、御説明いたします。

委員会資料の10ページをお開き願います。

左上にありますように、BSEとは異常プリオンが主に脳に蓄積し、運動失調、異常行動などを示し死亡する病気で、異常プリオンが混入した肉骨粉を飼料として食べた牛が感染して発症したものとされています。

また、人の変異型クロイツフェルトヤコブ病の原因としてBSEとの関連性が示唆されています。

その下、BSE検査の経緯です。

平成13年9月10日に国内初のBSE感染牛が確認され、これにより、13年10月18日から全国のと畜場で食用として処理される牛は全て、BSE検査を行うこととなりました。

その後、BSE検査対象月齢が見直され、17年8月に全月齢から21か月齢以上に、25年4月には30か月齢超えに改正されましたが、ここまでは自治体の判断により、全頭検査は継続されておりました。

25年7月には、検査対象月齢が48か月齢超えに見直されたことを契機に全頭検査を全国一斉に見直し、現在は48か月齢超えの牛の全てと24か月齢以上の牛のうち、運動障害等の症状が見られた牛についてBSE検査を行っております。

右上のBSE対策の再評価内容についてです。

厚生労働省からの諮問に対し、28年8月に食品安全委員会は、現行の基準の検査を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できると答申いたしました。

これを受け、厚生労働省は、29年2月に関係規則を一部改正する省令を公布しました。これにより、BSE検査対象牛は、本年4月1日から24か月齢以上の牛のうち、運動障害等の症状が見られた牛となり、健康牛のBSE検査は全て廃止されることとなります。**神志那消防保安室長** 防災ヘリコプターの更新につきまして、御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

防災ヘリコプターとよかぜは、平成9年4月の運用開始から間もなく20年が経過し、機体の老朽化が進んだことから、新たな防災ヘリコプターを取得することにつきまして、平成27年第3回の定例会において議決を頂いたところであります。

その後、平成27年10月から製造を進めてきたところですが、昨日、引渡しを受けました。

資料の中程になりますが、新たな機体は、最大速度、航続距離など基本性能の向上に加え、高画質のテレビカメラを搭載するなど、装備の性能を高めることによって防災機としての機能を強化しています。

今後、防災航空隊員等が新たな機体や装備に習熟し、安全、迅速、的確な活動が行えるよう訓練を重ね、本年10月頃には本格的な運用を開始したいと考えております。

なお、現在運用中の機体につきましては、新たな機体の運用開始後に売却する予定であります。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

御質疑、御意見はありませんか。

平岩委員 ありがとうございます。要望ですけども、DV対策基本計画について、私たちがDV被害に関わり出した頃は、警察に相

談に行っても説教されて追い返されるような時代だったんですけど、本当に第4次の計画まで立てていただいているんだなと思って感心しています。

そして、今、女性用のトイレに行ったら、必ずここに相談しなさいってリーフを置いていただいたりしているのを見ると有り難いなと思うんですけど、時々、市町村で、せつかく逃げてきているのに、誤って親戚の人とか、それから配偶者に住所が漏れてしまうということが時々あります。大分ではないですけど、そうすると、また引っ越ししなければいけないという、本当に緊急性を帯びるし、またそれが死に至るようなことになってはいけませんので、市町村に対してそのところはきちっとやっぱり理解していただきたいというふうに思います。

それから、DV被害者の人って、本当に心がずたずたになっているので、私たちだったら、これはこうなってこうなってこうなりますよねというふうに理解できるんですけど、本当に行きつ戻りつされるんですね。だから、この前こういうふうに納得したじゃないかと思うことでもまたぶり返して、本当に安定を得るまでにすごい時間がかかる。そうすると、やっぱりそれを支援する人たちって、本当に、さっきバーンアウトとしないようにって書いてくださっていましたが、本当にその支援者のための研修というか、支援者の力量を高めるといふことに力を入れていただきたいのと、教育委員会でも同じように要望しますが、やっぱりデートDVの研修をしっかりとやって、そして、デートDVの研修ができる講師の育成に力を是非入れていただきたいと思います。

衛藤委員長 要望でいいですね。

平岩委員 はい。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

近藤委員 国立公園満喫プロジェクトの推進について上がっておりますけれども、熊本から大分に続くやまなみ草原の景観は本当にすばらしいというふうに思っておりますが、熊

本では世界遺産にも一部指定をして頑張っておりますし、熊本大学を中心に、阿蘇グリーンストック運動というのも結構やられて、ボランティアをたくさん集めて野焼きなんかやっておりますけれども、大分としては、そういった取組はほとんどないなというふうに思っておりますけれども、野焼きをしている人たちに話を聞くと、ほとんど高齢化をして、大変な状況でまだ頑張っているわけですよ。例えば、由布岳南山麓辺り、あれも野焼きをするからこそあれだけのいい景観が保てておるわけでありまして、県として、何か予算的なものを考えていただけないかなとかねがね要求しているんですけども、一向に実現しておりませんが、何か、その辺もちょっと芽出しをしていただけると有り難いなというふうに思いますので、要望しておきます。

衛藤委員長 要望でいいですね。

近藤委員 はい。

衛藤委員長 ほかに。

森委員 青少年のネット利用実態調査でちょっと気になったところがあったので、お尋ねします。

(5)の青少年のネット利用による生活変化の結果概要のコメントのところなんですけれども、保護者、子供等に、ネット利用による生活の変化はないという回答が多いというのと、その下にコミュニケーションが増えた、良好になったという、いわゆるプラスの面だけが少し強調されているような気がいたします。それがちょっと気になります。

こちらの実際の調査結果の方を開いてみますと、やはり回答の中に、睡眠不足とか本を読まなくなった、勉強に集中できない、こういった部分がやはり高い数値を示しているということでもございますので、この辺りも、きちんとやっぱり概要にも示すべきではないかと、ちょっと気になりました。

もう1つは、ここには載っていないんですけども、これに伴う健康への影響等についても今後、検証していただければと思

います。その件に関してコメントをお願いします。

徳野私学振興・青少年課長 上位3位が、今、委員が言いましたように特に変わりがない、それから、友人関係が良好になった、そして、勉強に集中できないということで、ちょっとそこの概要が上位2位まででしたので、確かにプラス面、マイナス面がございます。それと、やはり睡眠、先ほど利用時間もかなり、例えば5時間以上使う子供もいますので、それまでのテレビの視聴が減ったのではないかという分析もございますが、やはり睡眠不足といったものも影響しておりますので、また引き続き調査を続けていきたいと思っております。

森委員 よろしく申し上げます。

もう1つ質問します。国立公園満喫プロジェクトについて1点お願いします。

いわゆる観光客、外国人、国内の方を含めての安全対策の徹底ということも示されております。9月の一般質問でも申し上げましたが、いわゆる登山客への安全対策の中で、登山届を出さないで登山されるという方が非常に多くて、遭難された方のほとんどが登山届を出していないという状況が現実にある中で、それに対する対応、これは警察本部との連携が必要なんですけれども、その後の対応についてコメントをお願いいたします。

山崎自然保護推進室長 登山届に関しまして御質問が森委員からありまして、それで、県といたしましては、そこで条例を作って県民に義務を課すというよりは、まずは啓発によって登山届を出してもらおうということで、よく九重の牧ノ戸辺りで、地元の自然環境団体の方々を中心として呼び掛けというのをやっておりますので、そういったことを各地に広げていきたいと。その中には、もちろん我々県も率先して入って今回はやっています。

そういったまず啓発の取組、登山するときには、必ず登山届を出す。これは、ユネスコエコパークに指定される祖母山についても、今後またトレッキング等を始め、登山じゃな

くてもそういったお客さんが増えると思いますので、それはパンフレット等を作成いたしまして周知を図っていきたくと思います。

吉岡委員 1つだけ教えてください。今、森委員も言われました8ページの青少年のネット利用なんですが、4番の(2)の中の①ですけど、これからの県の取組が示されておりますが、青少年のネット利用実態調査の私学振興・青少年課なので、今回の実態調査は公立における小中高で、次回は私立、私学の関係の方たちの調査をするということですかね。その上の段階では、青少年のインターネット利用に関する実態把握となっておりますけど、もう1回、私学とかに対する調査をされるということなんですかね、それだけ。

徳野私学振興・青少年課長 私学と青少年全体を所管しておりますので、これは公立、私立を含めて今回の実態調査でございます。

今後も、要はこの調査を引き続き、ハイパーネットワーク社会研究所さんと共同で、公立、私学も関係なく、全体に引き続きやっていきたいということで、ちょっと言葉の実態把握に力を入れていく内容が実態調査のことでございますので、紛らわしくて申し訳ございません。

吉岡委員 よく分かりました。私は、子供たちのネットトラブルは大変心配しております。本当に出てくるのは一部であるし、事件があったときにぱっと報道されたときに、ごく一部なんですけど、そういうものもあるということで、これについては引き続き取組をお願いしておきます。ありがとうございました。

守永委員 委員会資料の9ページの国立公園満喫プロジェクトの推進に関してなんですけれども、こちらの部でいいのかどうかといつも常に悩むんですけれども、国立公園に関わらずとも一緒なんですけれども、キャンピングカーを利用される方々に対する誘客プランというのを大分県であんまり持っていないような気がするんですよ。

一方、北海道とかは、結構いろんな都市とかでキャンピングカーを招き入れてという施

設が整っていたりするので、かなりの方が夏場は北海道に逃げるといふ涼みに行くといふふうなこともあるんですけども、そのキャンピングカーに対する誘客というのは、どの部局が窓口になるのか。多分、企画振興だとは思いますが、そういった中で、こういった国立公園とか生活環境部で所管する施設等々、連携があると思うので、その辺何か議論でもあれば、あるのかどうかというのを教えていただきたいと思いました。

それと、11ページの防災ヘリ関係なんですけれども、先日の一般質問等でも話が出たとは思いますが、先般、事故の原因についてはまだ明らかにされていないんでしょうけれども、その後、何か明らかになった情報が県に入っているのか。

それと、今後、事故原因がある程度はつきりしてきた段階で、報道でも報じられるとは思いますが、こういった委員会に対して報告いただけるかどうか、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

山崎自然保護推進室長 キャンピングカーの誘致というか、状況ということですけども、生活環境部としては、実は長者原にくじゅう九重やまなみキャンプ場というのを持っておりまして、そこにはオートキャンプ場と園地があります。そこは指定管理に出してやっていますけれども、昨年度は非常によかったんですけど、地震の影響等で今年度は厳しいということなんですけれども、そういったキャンピング、もっと言えば、今はグランピングと言いまして高級なそういったサービスを提供するところも出ているということもあるんですけども、生活環境部としましては、そういったキャンプ場の施設の整備についてはしっかりとやっていこうと思って、修繕の費用とかそういったのはいつも経常経費で計上しまして、オートキャンプに来た人が快適に滞在できようようにしております。

もちろん、観光との連携なんですけれども、満喫プロジェクト等で観光の担当者とも我々話す機会がございますので、そういったとこ

ろでの情報共有というのはやっております。

神志那消防保安室長 長野県の消防防災ヘリコプターの墜落事故事案の対応の件でございますけれども、これにつきましては、国土交通省の運輸安全委員会の方で現在、原因を究明中でございます。

私どもといたしましても、あれは3月5日に発生したんですが、飛行前に打合せを行うんですけども、6日には防災航空管理者である防災航空管理監から、一層の安全確保の徹底を指示いたしましたし、私が運行管理責任者でありますことから、直接、防災航空隊に行き、具体的に訓練前に再点検、装備品の再点検、そしてヘリコプター機材の離陸前、着陸後の確実な安全点検、そして、ブリーフィングというのは先ほどの飛行前打合せのことですが、その再点検、そして、健康管理の徹底ということを指示いたしました。

今後、原因が究明されていくと思いますので、それを注視しながら、必要な見直しは行うことといたしておりますので、それ次第によっては、また皆様方に御報告をさせていただきたいと考えています。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 なければ、委員外議員さん何かあれば。

羽野委員外議員 10ページのBSE検査の関係なんですけど、全頭検査開始以降のBSE感染牛確認の状況というか、そういったのは把握されているのかどうかという点が1点と、予算概要の49ページにその費用がありますが、この事業概要の説明だけを見ると、48か月齢超の牛についてというふうに書いてあるんですけど、ここら辺の整合性はどうかをお願いいたします。

佐伯食品安全・衛生課長 これまで国内で発見されたBSE感染牛でございますが、大分県内ではもちろんございませんが、全国で見ますと、これまで数十頭のBSE感染牛が見ついているというのが実態でございます、ここ数年は全て陰性ということでございませ

て、今回の見直しになったということです。

それから、予算につきましては、このBSE検査の見直しにつきましては、今年の2月13日にBSE特措法の規則が一部改正をされて、健康牛のBSE検査が全頭廃止されるということでございましたが、当初予算には間に合いませんでしたので、当初予算49ページの資料では、48か月齢超えのものについては全て検査をするということでございましたけども、実際、新年度からは24か月齢以上で、神経症状を呈するなど異常を呈するものみの検査となりますので、実際は予算を計上しているものの、費用の大体5分の1になるだろうと考えておまして、また予算残については一般財源、また国に返還をするということになるかと思います。

衛藤委員長 羽野委員外議員、いいですか。

羽野委員外議員 はい、いいです。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

以上で、予定の案件は終わりましたが、この際、何かありませんか。

平岩委員 1点だけ。この前、予算特別委員会のときに衛藤議員が質問して下さったんですけども、子ども食堂の保健所での許認可の件ですね。

実は、この前の日曜日に子供の貧困フォーラムというのがありまして、それは福祉保健部でかんでいただいたんですけど、そのときにやっぱり子ども食堂の方が何人もいらして、その部分がとてもほげないんだということを言われていました。あのときの答弁では、私もはっきり覚えていないかもしれないけど、岡山県ではそういうことがもう認められているということで、人数を特定していればそれは保健所に届出を、営業許可を取らなくてもよいというふうに私は捉えてしまったんですけども、でも子ども食堂の方たちの話を聞くとそうでもないみたいなので、そこら辺が少しほげると、もっと活動しやすい

なという御意見がありましたので、教えてください。

佐伯食品安全・衛生課長 岡山県の場合も、指針を作りまして、福祉目的に認知症の方とか貧困の子供を対象にする場合については、指針を定めて食品の取扱いをどうするかというのを定めているわけですが、基本的には食品衛生法で不特定多数の方に対して反復継続して食事を提供する場合は営業に該当するというので、食品衛生法に基づく許可を取っていただくという基本スタンスは岡山県も、全国どこでもそうなんですけれども、これは基本スタンスとしては変わりません。ただ、その業に当たるかどうかという判断については、各保健所でその申込みをされた方々と協議をしながら、こういった場合には許可が不特定多数になるだとか、そういったことの判断を示しながら協議をして、許可を取るか取らないかという判断をしているところでございまして、その辺については、申込みをされる方にもうちょっと丁寧に説明をしながら御理解を頂かないといけないかなというふうに思っておりまして、私たちとしても、全てそれを厳しく取り締まるというスタンスではなくて、当然、福祉目的でありますので、ある程度、学校区でどういった方の子供さん、親御さんを対象にするだとか、そういうことを対象にすれば届出でいいだろうというような判断を今のところしておりまして、ただ、今、子ども食堂と一概に言いながらいろんなパターンが出てきておりまして、どこでも誰でもオーケーですよと、誰でもこの時間にここに来れば食べられますよというような形態のところも実は出てきておりまして、そういったところについては当然、食品衛生法の許可が必要だろうというようなところで今判断をしているところでございます。

衛藤委員長 いいですか。

平岩委員 はい、分かりました。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、これ

をもちまして生活環境部関係の審査を終わりますが、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔衛藤委員長挨拶〕

〔柴田生活環境部長挨拶〕

衛藤委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして生活環境部関係の審査を終わります。

執行部は大変お疲れさまでした。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時3分休憩

午後1時1分再開

衛藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、病院局関係の審査を行います。

なお、本日は荒金委員が欠席でございます。よろしくお願ひします。

初めに、総務企画委員会から合議のありました、第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正についてのうち、病院局関係部分について、執行部の説明を求めます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正についての合議案件につきまして、御説明いたします。

議案書は195ページからになりますが、このうち、病院局が所管するものは200ページになります。

本日は、お手元にお配りしました福祉保健生活環境委員会資料により御説明いたします。

資料の1ページをお開き願ひします。

この条例改正案は、昨年12月に、職員が働きながら育児や介護がしやすい環境を整備することを目的とした地方公務員育児休業法と育児・介護休業法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うための6つの条例の一部改正案でございますが、このうち大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正が病院局の所管するものであります。議案は総務企画委員会に付託されております

が、病院局が所管する条例改正案も含まれますので、本委員会に合議されております。

病院局が所管する条例の改正内容でございますが、平成29年4月1日から、知事部局と同様に、介護時間を新たに設けることとしており、介護時間の給与上の取扱いは無給であることから、給与の減額について定めた条例第25条に介護時間を追加するものであります。

なお、資料に記載しておりますが、介護時間は、連続する3年の期間内において、介護のために1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度であります。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、決定いたしました。

衛藤委員長 以上で、合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第12号議案平成29年度大分県病院事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

田代病院局長 それでは、第12号議案平成29年度大分県病院事業会計予算の付託案件につきまして、御説明いたします。

先の予算特別委員会での説明と重複しておりますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

資料につきましては、予算特別委員会でお配りしました平成29年度病院局予算概要を

お願いいたします。

それでは資料の1ページをお開き願います。

まず初めに、参考として、平成29年度の一般会計予算のうち、福祉保健部予算の中の、病院局関係につきまして、御説明いたします。

表の左にあります事業名欄の、県立病院対策事業費は11億5,709万8千円でございます。

これは、1番右の事業概要欄にありますとおり、県立病院が行います政策医療の不採算部門の運営や、企業債の償還金などについて、地方公営企業法に基づいて一般会計から支出される病院事業会計負担金や基金積立金でございます。

なお、平成29年度の病院事業会計負担金につきましては、平成28年度の当初予算額と比較して、ページ右下にありますように4,717万3千円の減額、前年比96.1%となっております。

以上で、一般会計予算のうち病院局関係分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成29年度大分県病院事業会計予算につきまして、御説明いたします。

議案書は70ページになりますが、本予算につきましても、引き続き、この予算概要で説明させていただきます。

1枚めくって、2ページをお開き願います。

平成29年度予算と平成28年度予算との比較でございます。

まず、上の表の収益的収支予算について御説明いたします。

表の1番上、病院事業収益につきましては、153億6,700万円を計上しております。

一方、その下の病院事業費用でございますが、152億1,200万円を計上しております。

これにより、平成29年度予算の単年度損益は1億5,500万円の黒字を見込んでおります。

次に、下の表の資本的収支予算については、表の左から3列目、平成29年度当初予算欄にありますとおり、資本的収入19億5,5

00万円、資本的支出25億6,300万円を計上しております。

なお、3ページ以降に病院事業会計予算の内訳について記載しておりますが、先般の予算特別委員会で御説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上で、一般会計予算の病院局関係分及び病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

御質疑、御意見はありませんか。

守永委員 病院局の収入に当たる部分になると思うんですけども、国が地方交付税を算定するときに、病院局があることによって多分、算定根拠が違ってくると思うんですけども、その辺を細かく言うと私も詳しくないんですが、いわゆる国の交付金の中に含まれて病院局に支出していく財源というものがきちんと明確に把握されているのかで、国の算出したものと実際に病院局の受け入れている財源と格差があるのか、その辺がもし分かれば教えてください。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 国の交付金の関係になりますと、一般会計負担金の部分で関係してくる部分がございます。交付金が幾らであるので、一般会計負担金を繰り入れるという制度ではなくて、県立病院が病院事業の中で一般会計を繰り出すことが可能であるものに対して病院側に負担金として繰り出していただいております。その中での一部のもので交付金に算定されるという仕組みになっておりますので、交付金が幾らだから県病院にという制度というか、予算の組立てではありません、今のところ。

守永委員 じゃ、今の説明からすると、最終的に示すのは県から国に対して示していくので、こういう実績があるから算定してくださいというふうな形の中で、その内訳で交付金に算定されてくるというふうに思っているのでしょうか。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 私ど

もが頂く繰出金、いわゆる負担金の部分というのは、地方公営企業法上、認められている部分の中で積算されていきます。その積算されたものの中、いわゆる繰り出されたものの中が県として支出した部分に対して、これは交付金に該当するという形で県が国に要求するような流れというふうに説明した方が分かりやすいのかなと思いますけど。

守永委員 何となくは分かりました。また財政の方に確認をしていきたいと思えますけれども、いずれにしても、病院局が黒字に向けて努力をされる。ただ、その中で知事部局からの繰出金がどういうふうなウエートを占めるのかということと、結局、黒字を出すのが故に繰出金がどんどん縮小されていく。ただ、交付金として算定される部分はあるはずなのにそれを下回ってという事態があれば、ちょっと問題じゃないかというふうに思いましたので、その辺は病院局としても実情を把握しながら、県当局に財政確立に向けて、これも次の、いわゆる準備金だとか施設の改善なり、職員をどういうふうに雇用していくかという計画全てに関わってくる問題だと思いますので、そういった観点で見ていただければと思います。よろしくをお願いします。

衛藤委員長 いいですか。

守永委員 はい。

衛藤委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 申し遅れましたが、委員外議員に衛藤博昭議員がおられます。何か意見、御質問ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと、決定いたしました。

次に、第31号議案権利の放棄について、

執行部の説明を求めます。

波多野医事・相談課長 それでは、第31号議案権利の放棄についての付託案件につきまして、御説明いたします。

議案書は235ページとなりますが、本日はお配りしました福祉保健生活環境委員会資料により御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。

この議案は、大分県立病院の医業未収金にかかる債権のうち、回収が不能となっているものについて、権利放棄の議決をお願いするものでございます。

1の医業未収金の消滅時効に伴う不能欠損処分にありますように、未収金は、平成17年11月の最高裁判決により、民法上の私債権となり、債務者からの時効の援用がなければ、不納欠損処分できない債権となったところでございます。

県立病院では、消滅時効の3年が経過した未収金であっても、時効の援用がない未収金については、継続しての回収に努めておりますが、行方不明等で事実上回収不可能な債権がございました。2の債権放棄の院内基準にありますように、処理基準を定め、回収困難な債権についての権利放棄をお願いしております。

3の今回放棄する権利であります。行方不明分と自己破産者を合わせて、20件、10名分、122万1,990円でございます。

4の未収金回収の取組であります。毎週1回夜間に電話による督促や文書による催告を行い、また、嘱託職員による平日の訪問徴収に加え、月3回の休日訪問徴収も継続的に行っております。

今年度の主な取組として、未収金担当者の専任化を図り、これまで新規発生した未収金案件を中心に定例化していた訪問徴収に、過年度未収金案件の訪問徴収を増やし、併せて住所確認も行うようにしました。転居している場合は、住民票等の調査や現地確認を行い、債務者との接触空白期間を短くし、行方不明にならないよう努めています。

また、弁護士法人への業務委託は、未収金発生後1年を経過した未収金で、徴収が困難なものを年度当初に委託しておりましたが、委託後も対象となる案件が出てきますので、早期に未収金回収を図るため、これまでの年1回から年3回程度分けて委託できるように見直したところでございます。

引き続き、未収金の発生防止と早期回収等に努めていきたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

守永委員 説明内容はよく分かったんですが、今回、放棄する権利が2の(1)、(3)に係る部分ということで、(2)に該当する部分の扱いと、実際どのくらいの件数があるのかというのは分かりますでしょうか。

波多野医事・相談課長 今回、行方不明と自己破産者なんですけど、やはり患者本人が死亡して、最後の相続人が不在の場合、相続の関係等がございまして、その分はやはり非常に難しい、こちらが調査をしたときにはもう亡くなっておって、財産対応、引き継いでいまして、その後に引き継いだ方に御請求をしておるんですけども、なかなか解決せずにつづってございましたものが、ただ、件数については今把握はしておりませんので、申し訳ありません。

守永委員 ありがとうございます。

衛藤委員長 いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員さんありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと、決定いたしました。

た。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

次第の①と②を、まとめてお願いします。

秋吉会計管理課長 それでは、まず(1)の大規模改修工事の進捗状況につきまして、御説明させていただきます。

資料は次の3ページをお開き願います。

県立病院では、1番上に記載の1改修計画のとおり、空調・給排水設備等の老朽化対策として、平成27年度から大規模改修工事を実施しております。

その下、2の改修スケジュールですが、増築棟及び本館サーバー室の工事を昨年完了し、現在、本館西病棟を中心とする1期工事を進めているところであります。

中ほど、右の建物図に番号で表示しておりますが、28年度は①の10階及び②の9階東病棟まで完了し、2階③の厨房及び④の手術室、そして⑤の9階西病棟を現在、改修中でございます。

改修3年目となる29年度は、④の手術室及び⑤の9階西病棟の改修を継続するとともに、⑥から⑨の8階、7階、6階及び4階の西病棟、⑩の外壁、そして1階⑪の中央待合ホール天井について、順次施工していくスケジュールとなっております。

1番下の本館東病棟を中心とする2期工事につきましては、今年10月に入札公告を行い、平成30年第1回定例県議会への契約議案の提出を予定しております。

改修工事が長期にわたっていること、また、病院運営を行いながらの改修であることから、工事の安全確保と円滑な施工につきまして、土木建築部施設整備課を始め、施工者及び工事監理者と引き続き十分な連携・調整を図ってまいりたいと考えています。

(1)の説明については、以上でございます。

疋田総務経営課長 続きまして(2)の県立病院精神医療センター整備に係る用地につきまして、御説明させていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。

県立病院では、県立病院精神医療センターの整備に向けて、現在、基本設計を行っています。

設計に当たっては、患者及び医療スタッフの円滑な導線の確保やその環境整備等に十分配慮するとともに、身体合併症患者への対応が多くなることが予想されることから、県立病院本館とのスムーズな連携に配慮し、最適な施設となるよう検討を行っています。

その検討の中で、予定していた県立病院南側のスペースだけでは、十分な面積が確保できない状況となったため、図の黒線で囲んだ部分でございますが、隣接する民有地を買収する必要があると判断いたしました。

なお、都市計画法に基づく都市計画病院として区域の変更の手続などが必要でありますので、土地購入に係る予算は29年度の補正予算でお願いしたいと思っています。

来年度からは実施設計が予定されておりますが、予定どおり32年度中に開設できるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

説明につきましては、以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

守永委員 4ページ、県立病院精神医療センターの用地の関係なんですけれども、この買収予定地の中に農地が含まれているというふうな話を伺っているんですけれども、農振除外についての手続も特に問題なしに進められているのでしょうか。

疋田総務経営課長 買収のために必要な手続につきましては、都市計画法上の手続のみというふうに考えております。

守永委員 特に、農振除外の手続はなしでいけるんですかね。

疋田総務経営課長 そのように了解しております。

衛藤委員長 ほかに。

森委員 現在の購入予定土地に関して、地目は何であるのかと、現状はどういう状況かだ

け教えてください。

疋田総務経営課長 地目等の詳細な資料は手元に……

田代病院局長 登記簿上の地目は田になっております。

森委員 全て田ということで、現況が雑種地か何かということですか。

田代病院局長 現況は、駐車場と畑ですね。

衛藤委員長 いいですか。

森委員 はい。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員さんありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

以上で、予定の案件は終わりましたが、この際、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に、ほかにないようですので、これをもちまして病院局関係の審査を終わりますが、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔衛藤委員長挨拶〕

〔田代病院局長挨拶〕

衛藤委員長 大変ありがとうございました。

それでは、これをもちまして病院局関係の審査を終わります。

執行部は大変お疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

衛藤委員長 これより、福祉保健部関係の審査を行います。

なお、本日は荒金委員が欠席しております。

また、本日は委員外議員として衛藤博昭議員に出席いただいております。

初めに、総務企画委員会から合議のありました、第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

前田福祉保健企画課長 福祉保健生活環境委

員会資料の1ページを御覧ください。

第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明申し上げます。

なお、資料左上にも記載してはいますが、議案書は206ページでございます。

1改正理由ですが、消費税法が一部改正されたこと等に伴い、保健所における使用料について、規定整備を行うものです。

2改正対象となる使用料は、保健所が診療行為を行った場合の使用料について定めるその他の診療料及び検査料です。

このたびの消費税法の一部改正で、消費税非課税となるサービスの提供等について定める同法別表第1が第2に改められたことから、3改正内容にありますとおり、当該使用料の備考欄における消費税法別表を引用する箇所について、規定の整備を行うものでございます。

なお、本使用料は、保健所が診療所であることを踏まえて設けているものでございますけれども、近年、徴収した実績はございません。

4施行期日でございますけれども、別表第1を第2に改める規定は、改正消費税法の施行日である平成35年10月1日、その他用語の修正は、公布の日とさせていただきます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、決定いたしました。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案平成29年度大分県一般会計予

算のうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

草野福祉保健部長 福祉保健部で御審議いただきます予算議案は、第1号議案と第3号議案の合計2議案でございます。

それでは、まず第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち、当部の関係について、その概要をまず私から御説明申し上げます。

お手元の平成29年度福祉保健部予算概要を使って説明させていただきます。

予算概要の5ページをお開きください。

(1)一般会計ですが、当部に関する予算総額は、福祉保健部①の計の部分で、983億2,017万5千円でございます。

これを28年度当初予算額(B)と比較しますと、43億2,413万5千円、率にして4.6%の増となっております。

6ページをお開きください。

(2)特別会計ですが、第3号議案では、当部が所管しております母子父子寡婦福祉資金特別会計につきまして、1億6,671万3千円を計上しているところです。

今回の予算に係る重点事業等につきましては、15日の予算特別委員会で説明しましたので、それ以外の主な事業と、また債務負担行為を1件お願いしていますので、その内容につきまして、それぞれの担当課・室長より説明させていただきます。

御審議の程よろしくお願い申し上げます。

前田福祉保健企画課長 予算概要の22ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の地域の健康課題対策推進事業費1,009万6千円でございます。

この事業は、県民健康意識行動調査で明らかになった地域の健康課題の解決に向けた取組を行うこととしています。

例えば、日出町では塩分摂取量が県内市町村で最も多いため、事業所に対し推定塩分摂取量の測定を実施し、その結果に基づき、従業員一人一人に減塩指導を行うことで、摂取

量の減少を図るなど、市町村の健康課題に対し最も効果的な事業を展開してまいります。
廣瀬医療政策課長 同じ資料の34ページをお開きください。

1番上の事業です。在宅医療を支える看護職員確保定着事業費606万2千円でございます。

この事業は、今後、地域包括ケアを推進するために不可欠となる、在宅医療を担う看護職員の確保・定着、質の向上を図るための取組への補助を行うものでございます。

主なものとして、1つ目の二重丸では、在宅医療現場への特定行為に係る看護師の配置を促進しまして、訪問看護ステーション等の機能強化を図るとともに、4つ目の二重丸では、定年退職直後の経験豊富なプラチナナースの再就業支援により、訪問看護や介護施設に配置することで、在宅分野における看護の質向上を推進するものでございます。

芦川業務室長 説明申し上げます。同じ資料の37ページをお開きください。

事業名欄1番上の地域服薬健康相談事業費172万円でございます。

この事業は、在宅療養中の患者や服薬中の高齢者に対して、正しい薬の服薬と管理ができるよう、地域の薬剤師会と連携してお薬健康相談事業を行うとともに、相談事業を行う薬剤師に対して在宅医療に必要な技術や知識に関する資質向上研修を行うことにより、地域包括ケアシステムの構築に寄与するものでございます。

1つ目の二重丸、お薬健康相談事業では、無薬局地域を中心に高齢者サロンなどに出向いて薬の服薬方法の指導や健康相談を行うこととしています。

藤内健康づくり支援課長 同じ資料の46ページをお開きください。

事業名欄1番下の結核医療体制強化事業費1,216万3千円でございます。

この事業は、結核医療体制を担う医師の高齢化が進んでいることから、結核医療の提供体制を強化するため、大分大学医学部、西別

府病院と連携し、若手医師に対する結核の臨床研修プログラムについて研究開発を行うものです。

次に、49ページを御覧ください。

事業名欄1番下の骨髄移植ドナー支援事業費143万4千円でございます。

この事業は、骨髄移植のドナー登録者の拡大を図るため、ドナー等の休暇取得への支援を実施する市町村に対し助成するものです。

具体的には、1つ目の二重丸にありますように、骨髄の提供を行ったドナー又はドナーが勤務する事業所に対し、市町村が助成金を交付した場合に、県はその半額を補助するものです。

幸国保医療室長 恐れ入ります、43ページにお戻りください。

上から2番目の国民健康保険広域化等推進事業費555万3千円でございます。

この事業は、平成30年度からの市町村国民健康保険の広域化に向けまして、財政運営の安定化を推進するため、市町村の歳入・歳出の両面から市町村の取組を支援するものです。

主なものとして、1つ目の二重丸、歳入対策事業では、国保税収納率の向上を図るため、市町村の徴収職員を対象としたスキルアップ研修等を開催します。

2つ目の二重丸、歳出対策事業では、医療費の適正化に向けまして、保健事業担当職員を対象とした糖尿病重症化予防推進研修等を開催します。

清末高齢者福祉課長 同じ資料の60ページをお開きください。

1番上の地域包括ケアシステム構築推進事業費1,588万3千円です。

この事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するものです。

主なものとして、1つ目の二重丸では、在宅医療と介護の一体的な体制構築を図るため、市町村が設置する在宅医療・介護連携推進協議会の運営支援を行います。また、中重度者

の重症化対策として、医師が参加するケア会議を更に展開するとともに、医師等に対し、介護への理解促進に向けた研修を行います。

そして2つ目の二重丸では、市町村職員や専門職など、地域包括ケアシステムを取り巻く人材を育成するための各種研修を行います。

次に、1番下の地域医療介護ネットワーク構築推進事業費357万2千円です。

この事業は、由布地域包括ケア協議会に対し、市内の医療介護の連携が円滑に行われるよう、患者・介護サービス利用者の情報を共有する連携ツールを作成し、地域医療介護ネットワークを構築するためのシステムを導入に対する経費を助成するものです。

次に、65ページをお開きください。

上から3番目の介護サービス基盤整備事業費12億337万円です。

この事業は、地域の介護サービス等の充実を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用して小規模な介護施設等の整備を行うものです。

主なものとして、1つ目のポツでは、小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの創設や増設に対して、市町村が工事費等の経費を助成する場合に定額を補助するとともに、2つ目のポツでは、それらの事業所等の円滑な開設のため、事前に介護職員、看護職員の確保等、施設の開設準備に要する経費を補助するものです。

二日市子ども未来課長 説明申し上げます。

資料の74ページをお開きください。

1番上のおおいた出会い応援事業費2,020万円でございます。

この事業は、若い世代の結婚等への希望をかなえるため、市町村等との連携を通じて、県内の結婚に対する機運醸成を図るものです。

主なものとして、2つ目の二重丸にありますように、新社会人等を対象としたライフデザイン講座の開催、4つ目の二重丸では、地域で婚活を支援するサポーターの質及び量の充実を図るため、各市町村がサポーター養成研修を行う際の講師の養成、更には下から2

つ目の二重丸、企業等による婚活支援の活性化を図るコーディネーターの設置等を行うものです。

次に75ページを御覧ください。

上から2番目の地域の子育てコミュニティづくり推進事業費842万8千円でございます。

この事業は、社会全体で子育てを応援する機運を高めるため、男性の子育て参画を促す取組などを総合的に実施するものです。

具体的には、1つ目の二重丸にありますように、NPO法人とともにファザーリング全国フォーラムを開催し、男性の子育て参画、働き方の見直し、子供のために仕事を休める企業経営の推進についての議論を深めてまいります。

伊東子ども・家庭支援課長 説明申し上げます。資料の90ページをお開きください。

1番上の児童養護施設整備事業費1,340万7千円でございます。

この事業は、入所児童の安全で安心な暮らしを確保するため、児童養護施設の大規模修繕を行う社会福祉法人に対して補助するものです。

平成29年度は、別府市の児童養護施設1か所の整備を予定しております。

高橋障害福祉課長 続きまして、100ページをお開きください。

1番上の障がい者福祉施設整備事業費4,478万6千円でございます。

この事業は、障がい者福祉施設の整備を行う社会福祉法人に対して補助するものです。

29年度は、国東市のグループホーム1か所の創設、日田市的生活介護事業所1か所の増築を予定しております。

次に1番下の障がい者工賃向上計画推進事業費1,665万7千円でございます。

この事業は、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス事業所等の工賃向上を図るものです。

具体的には、1つ目の二重丸にありますように、これまでの共同受注事務局における大

量受注や新規受注への対応等の取組に加えまして、2つ目の二重丸にありますように、農業分野に参入している障害福祉サービス事業所に対し、農業に関する専門家であるアグリ就労アドバイザーを派遣し、農産物の生産や加工に係る技術指導、販路拡大等を支援いたします。

次に102ページをお開きください。

1番上の全国障害者芸術・文化祭開催準備事業費1,976万8千円でございます。

この事業は、平成30年度に本県で国民文化祭と一体的に開催する全国障害者芸術・文化祭の機運の醸成と、県内の障がい者の芸術活動に関して裾野拡大を図るものでございます。

具体的には、1つ目の二重丸、1番上のポツにありますように、1年前のプレイベントとしまして、特別展やダンスステージ等を開催するほか、2つ目の二重丸では、障がい者福祉施設職員向けのセミナーの開催を通じた人材育成を、3つ目の二重丸では、施設等に有識者を派遣し、芸術性の高い展示作品等の発掘調査を行います。

二日市子ども未来課長 債務負担行為について、説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

事項欄の8おおいた子育てほっとクーポン活用事業について債務負担行為を設定するものであり、期間の欄にありますとおり、29年度から31年度にかけて、右側の限度額欄のとおり、3,810万4千円を限度額とするものです。

今回の債務負担行為ですが、クーポンの有効期限を3年間としておりますことから、その期間内にクーポンが全て使用された場合の額を計上しています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

御質疑、御意見はありませんか。

森委員 こども未来課のほっとクーポンの関係で、74ページ、おおいた子育てほっとクーポン活用事業費に関してですけども、これは27年度から始まったこの事業の件で、そ

れぞれの市町村においてそれぞれの特徴を持った取組も行われていると思うんですけども、実際のクーポンの使用状況について、どういうふうに把握されているのか。年度ごとの、例えば使用の状況というか率とか、今の状況と課題がどういうことであるかというのを把握されていれば、教えてください。

二日市子ども未来課長 ほっとクーポンの使用状況について御質問いただきました。

29年2月支払分まで集計したものが手元にございますが、累計では、今27年度と28年度に発行したクーポンと、それから27年度に未就学のお子さんの分、ほっとクーポンプラスというのをお配りしたものを合わせて、合計で48%の使用、発行した額に対して半分の方が使われています。課題といたしましては、ほっとクーポンプラスは、まず27年に発行しましたので、29年度末で使用期限が来るということで、今、クーポンプラスの方が60%近くの使用を頂いているんですけども、残りの4割を皆さんが有効に活用していただけるように、広報、あるいは市町村を通じて呼び掛けなどに力を入れてまいりたいと考えております。

森委員 ありがとうございます。いろんなところで、このほっとクーポンに関しては、例えば市議会議員レベルでもいろんな相談というか、使いづらいというか、どこで使っていいかわからない、それぞれいろんな市で問合せがあっているようです。実際私も、プラスの方も、両方手元にはあるんですけども、インフルエンザの予防接種とかそういうことに活用しているんですが、やはり全部使っているかという、そのまま期限が来てしまいそうな部分もありますので、私自身も積極的なそういうところの広報というか、皆さんに知っていただくような活動は個人としてもしていきたいと思うんですけども、もうちょっと、やっぱり使いづらい部分の課題というのをしっかり認識させて、皆さんが100%に近づけるように努力していただきたいと思っております。

守永委員 37ページの地域服薬健康相談事業費に関してなんですけれども、これが薬剤師に対して資質向上研修を行うよということと併せて、お薬健康相談事業で無薬局地域を中心というふうにあるんですけれども、県下の薬剤師は大分市にかなり集中はしているんだと思うんですけれども、存在、居住の状況も含めて、不足している地域というのはどういう状況なんだろうかということと、あと、そういった地域にどういう形で服薬指導を展開していくのか、教えていただきたいと思えます。

芦刈薬務室長 今、全県下には薬局が約550ございます。ここでいう無薬局地域というのは、対象者が高齢者とか在宅療養中の方ですので、お近くのサロン等に行かれたときに、基本的にこの事業の中では、自宅から1キロ、お年寄りが歩いていくのかちょっと難しい距離におきまして、やっぱり診療所からもらった薬についてまた、ちょっと診療に行けないとかドクターに聞きづらいとか、そういった困り事に対応するためにアウトリーチ型でサロンに出向いて、一般的な薬の服薬指導であり、在宅なんかで地域医療に出ている薬剤師がお話を実際にお聞きすると、やっぱり飲み残しとか飲み忘れが多くて、かなりそういったものがたまっているとか、また多剤投与であるとか、サプリメント等の飲み合わせとかがありますので、そういったところをしっかりと指導して、必要に応じて受診勧奨に他職種と連携してつなげていくというふうな取組でございます。

それと、この手法でございますけれども、今考えております5事業の組立ての中では、市の社協さんであるとか地域包括さんであるとか、そういったところを通じまして申込みをしていただいて、可能な限り出向いて行ってやると。多分、今、中津の北部保健所で同じような事業を実施、最近始めたところなんですけれども、非常に評判でございまして、できる限り地域に出向いて、そういった薬剤師職を活用した地域の薬局とともにやってい

きたいというふうに考えております。

守永委員 ありがとうございます。服薬指導というのは、実際に健康を維持するという意味では大変重要なことだと思いますし、県下全域で、病院そのものも近くにないということもあれば、当然、薬局もないというケースもあるでしょうから、そういったところできちんと処方された薬を飲むように指導していくという体制を是非構築していただければと思いますし、最近の新聞記事で、抗生物質の抵抗性起因の問題で、抗生物質を処方する側もむやみやたらに処方しないということと併せて、服薬するに当たっては、きちんと処方された分だけ飲み干すということも抵抗性起因対策としては重要だというふうな報道もありましたので、そういったことも周知を図ることが必要でしょうから、そういったことを地域の窓口、健康の窓口としては保健所もあるわけですから、自治体機能も効果的に使っていただいて、展開していただければと思います。一応、要望ということで。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員さんは。

衛藤委員外議員 102ページ、全国障害者芸術・文化祭開催準備事業費、障害者芸術・文化祭に関してなんですけれども、二重丸の3番目で、芸術性の高い作品の発掘調査事業費で36万7千円という形で計上されております。今回の障害者芸術・文化祭が、これから障がい者の方たちが、芸術という生活の糧を得る1つのきっかけになればというように強く思っております。

その中で、この発掘調査というのは非常に大切だと思いますし、去年が愛知でありまして、愛知では、大村知事が熱心にやられていて、企業なんかは声をかけて、障がい者のアートをティッシュの箱のデザインに使ってもらったりとか、あとクリアファイルに使ってもらったりとか、場所によっては工事現場の壁に使ってもらったりとか、そういう形でちゃんと芸術で食べやすいような環境づくりを

きちんとやっていて、そこの肝になるのがこの発掘事業費だと思っています。若干、36万7千円というのはちょっと寂しい印象を受けますし、今後こちらの部分をしっかりと力を注いでいっていければなどというように思う次第です。この辺の実態がどうなっているのか、今どういう形で取り組んでいらっしゃるのかというのが質問の1つ目です。

もう1つが、障がい者芸術というに参加する方、創造活動をしたりとか、演劇とか芸術とかをやったりとか、絵を描いたりとかという印象が強いですけれども、もう1個は、障がい者の方が鑑賞する立場で入るといふところがあるというふうに思います。例えば、字幕音声ガイドとか手話などで説明を提供したりとか、それは国民文化祭にもきちんと絡ませていただきたいと思うので、今度統一部局ができるということなので、そこはしっかりと働きかけをしていただきたいというところが1つ。この辺の鑑賞の整備づくりについて今どういうふうにお考えなのかというのをもう1つお願いします。

3番目が、104ページの障がい者スポーツ振興事業費と、国際車いすマラソン大会開催事業費についてなんですけれども、毎年、大分でパラ陸上というイベントがあっていて、国際基準の大会なんですよね、ドームでやっている。今年は5月6日にあるみたいですけど、たまたま私それに参加する機会があって行ったんですけれども、大銀ドームでそういった国際大会、4万人入る会場に数十人ぐらいいしか人が入ってなくて、非常に寂しくて、同じ国際大会である車いすマラソンとのこの圧倒的な違いに、非常にこの差を強く感じた次第でございます。

県も、後援では入っていらっしゃると思うんですけれども、こういった部分のサポート体制というのはどのようにお考えなのかというのを、以上、3点お伺いいたします。

高橋障害福祉課長 まず、障害者芸術・文化祭の関係、1点目の発掘調査事業の実態ということでございます。

この事業につきましては昨年度から開始しておりますので、目的といたしましては、やはり今展示作品展を開催しておりますけれども、なかなか展示作品の数が伸びないというのもありまして、そういったのがもっと地域の事業所に埋もれているんじゃないかというのが1番発想のもとになっております。そういった方々に、やはりこの30年に開催される障害者芸術・文化祭にいろんな形で参加していただきたいなというのがもとの発想で始めておりますので、委員おっしゃるような生活の糧というのは最終的にはそこに行けばいいのかなというふうには思っておりますけれども、直接今それを目的とした形での動きまでには至っておりません。

愛知のお話ありがとうございましたけれども、うちもこれまで、機会がたまたまではあるんですけども、そういうクリアファイルに使うとか、何かの冊子の面にデザインを使わせてもらうとか、そういうのをその都度その都度お願いしたり等はしてきておりますけれども、明らかにそれでお金を差上げてデザイン料を差上げてというような形での取組まではまだ進んでいないような状況でございます。

芸術・文化祭が非常にいい機会だと思っておりますので、そういう先進的な取組をされているところの実態もいろいろお聞きもしておりますので、そういう方法ができないかなということでは考えていこうと思っております。

それと、2点目の鑑賞方法のお話でございます。

議員おっしゃるとおり、いろんな鑑賞の仕方がございまして、視覚障がい者の方で手で触るような絵画とかもありますし、匂いのするようなものもありますし、視覚障がい者、それから聴覚障がい者の方には当然、絵画等字幕が出ますし、この全国大会を機に、そういったものを広めていきなというふうに思っております。実際には今、30年度の実施計画案は関係者を入れて議論をしておりますので、その中でそういった視覚障がい者、聴覚

障がい者も楽しめるようなそういった展示等、あるいは当事者に参加していただくというような試みも案として入れていこうということでご検討しているところでございます。

それから、3つ目のパラ陸上の件でございます。

おっしゃるとおり、確かに観客は非常に少なくなっております。パラ陸上が始まったのは最近と申しますか、大分県の廣道選手が中心に始めているものですから、どうしても大分県の方が中心というような形にはなるんですけども、我々、障害者体育協会を県として持っております、このパラ陸上の運営については、協賛というだけではなくて、実際に当日の運営には我々も関わって今やっております。陸上の競技種目がある程度限られるということと、それに参加する選手数も相当限られているというのが実態でございます。その辺の底辺の拡大がやはり課題かなというふうに思っております。そういった意味でも、地域でのスポーツ活動を支援していくようなそういった取組もしておりますので、車いすマラソンに限らず、障がい者スポーツを小さい頃から地域で活動できるようなそういった取組も今から始めたいというふうに思っております。

衛藤委員外議員 ありがとうございます。先ほどの発掘調査のところは、目利きをする人によって違うと思います。今やっている人がどうこうというわけではないんですけども、非常に専門性の高い目利きの方を是非アレンジして、いい作品が発掘できるように努めていただければ幸いです。

パラ陸上、おっしゃるとおりだと思いますし、ただ、車いすマラソンで、ああいう形で大会を成長させていった歴史が大分にはあると思いますので、そういったノウハウの歴史展開的な部分も、またパラ陸上に伝えていける部分があったら、是非伝えていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

衛藤委員長 私から1つあって、二日市課長

さんに教えてもらいたいんですが、ほっとクーポンは、どこに申請するのでしょうか、そういう希望者がいた場合は。

二日市子ども未来課長 ほっとクーポンは、現在は出生届を出されたときに市町村の窓口などで……

衛藤委員長 もらえるということですか。

二日市子ども未来課長 そうですね。その場でもらえる市町村と、後日、郵送などする市町村とはございますが、出生届で差し上げるようになっています。

衛藤委員長 そうすると、27年、28年に出生した人もいいと書いてありますが、これはどうなるんですか。

二日市子ども未来課長 この事業が27年度から始まっておりまして、27年度に生まれた子供さんが3歳になるまで使えるんです。29年度に生まれたお子さんも3歳になるまで31年度まで使えるということの債務負担行為です。

衛藤委員長 その27年度に生まれたけど知らなかったと、それで今知ったと。クーポンを今からもらいに行くということはどうですか。

二日市子ども未来課長 27年度に生まれたお子さんには、その出生届の時点で差し上げているか、後日郵送したりで、お渡しはしているはずなんです。ひょっとすると、どこかになおし込んでうっかりしているという方はいらっしゃるかもしれません。

衛藤委員長 分かりました。

ほかに御質疑等もないので、これより、先ほど審査しました生活環境部関係部分と併せて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、決定いたしました。

次に、第3号議案平成29年度大分県母子

父子寡婦福祉資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

伊東こども・家庭支援課長 福祉保健部予算概要の後ろの方、119ページをお開きください。

第3号議案平成29年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、説明申し上げます。

この事業は、母子・父子家庭等に対し、生活の安定と自立促進を図るため、修学資金など計12種類の資金を無利子又は低利子で貸し付けるもので、歳入、歳出ともにそれぞれ1億6,671万3千円を計上しております。

まず、歳入につきましては、左端の項・目欄の2繰越金の1繰越金9,325万円と、その下3諸収入のうち、貸付け世帯からの償還金に当たります1貸付金元利収入6,699万6千円が主なものでございます。

次の120ページをお開きください。

歳出についてですが、母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち、右側の事業概要欄にありますように、ひとり親家庭等に対し、必要な貸付けを行うための貸付金1億6,029万4千円が主なものでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第22号議案公立大学法人大分県看護科学大学が徴収する料金の上限の変更の認可について、執行部の説明を求めます。

廣瀬医療政策課長 委員会資料の2ページをお開きください。

第22号議案公立大学法人大分県立看護科学大学が徴収する料金の上限の変更の認可に

ついて説明申し上げます。

まず、1の概要ですけれども、県立看護科学大学の入学料の区分を変更することについて、同大学から申請があったため、議会の議決を求めるものです。

次に、2の区分変更の背景でございます。

現在、入学料には県内者と県外者の区分がありますけれども、看護科学大学では、過去に4年間、県内に居住していたにも関わらず、県外に本籍がたまたまあったために、入学料の区分が県外者扱いとなった事例がございました。

九州各県の公立大学では、本籍要件を課している大学は、私どもの看護科学大学と当県の芸術文化短期大学のみとなっております。県内居住期間の要件についても本県のみが3年以上となっております。

こうしたことから、今回、芸術文化短期大学と同時に県内者の要件の見直しを行いまして、他大学と均衡を図ることで、県内外からの学生募集における競争力を確保したいと考えているものです。

3の変更内容につきましては、①の変更のポイントに記載しているように、3点変更をさせていただきたいと考えています。1点目は本籍要件の削除、2点目は本人の県内居住期間要件の新設1年以上、3点目は扶養者に関する県内居住期間要件の短縮、3年以上でしたものを1年以上とさせていただきます。そして、②の新旧対照表の右欄「新」のとおり、規定をさせていただきたいと考えております。

4の適用時期につきましては、議決後速やかに認可し、平成29年6月に開始予定の平成30年度の学生募集から適用することとしております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決

することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第23号議案大分県がん対策推進条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

藤内健康づくり支援課長 同じ資料の3ページをお開きください。

第23号議案大分県がん対策推進条例の一部改正について、御説明申し上げます。

1の条例の概要でございますが、がん対策に関し、県の責務、市町村、医療機関、県民等の役割を明らかにし、適切ながんに係る医療施策の基本的な事項を定めたものです。

2の改正の理由についてですが、がん対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことから、関係条例の規定を整備するものです。

次に、3の改正の内容についてですが、がん対策基本法の一部改正により、都道府県がん対策推進計画を規定する条文が条ずれしたことから、条例の規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日となっております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第24号議案大分県安心こども基金条例の一部改正について及び第27号議案大分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正について、一括して執行部の説明を求めます。

前田福祉保健企画課長 同じ資料の4ページを御覧ください。

第24号議案及び第27号議案について、

一括して説明申し上げます。

1の条例の概要ですが、第24号議案は、大分県安心こども基金について、第27号議案は大分県自殺予防対策強化基金について、それぞれの設置及び管理に関し、必要な事項を定めたものでございます。

2の改正の理由ですが、いずれも、国が基金事業の終期を1年間延長することから、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、3の改正内容のとおり、条例の終期を第24号議案は平成31年6月30日まで、第27号議案は平成30年12月31日まで延長するものです。

4の施行期日は、いずれも公布の日からとしています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

まず、第24号議案大分県安心こども基金条例の一部改正について、本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第27号議案大分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第25号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について及び第26号議案指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、一括して執行部の説明を求めます。

高橋障害福祉課長 続きまして5ページをお開きください。

第25号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてなど2議案について、一括して説明申し上げます。

1改正理由ですが、就労継続支援A型及び放課後等デイサービスについては、近年、不適切な支援を行っている事例が散見されていることから、その運用の見直しを図るべきとして、国の指定基準省令等が改正されたことに伴いまして、今回、関係条例について同様の改正を行うものです。

改正する条例は、2の左に掲げる3つの条例でございます。

(1)、(2)の条例に共通する改正となりますが、就労継続支援A型の運用の見直しとして、1つ目は、利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を新たに義務づけします。

2つ目は、賃金及び工賃については、生産活動に係る事業収入から支払うことを明確に規定するものです。

3つ目は、事業者が定める運営規程に関する規定の整備に伴いまして、条例においても同様の整備を行うものです。

次に、(3)の条例では、放課後等デイサービスの運用の見直しとして、1つ目は、配置すべき従業者を、従来の指導員又は保育士から児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者といたしまして、その半数以上を児童指導員又は保育士とする人員配置基準の見直しを行います。

2つ目は、事業者に対し、事業内容に関する情報の提供と、保護者による評価を含むサービス内容の質の評価及び改善の内容の公表というのを新たに義務づけするものです。

3施行期日は、いずれも本年4月1日としております。

ただし、2の(3)の①については、1年の経過措置期間を設けることとしております。
衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

平岩委員 今説明された不適切な支援というのが具体的にどういうものがあるのかなということと、それから、障がいを持つ子供たちの放課後デイサービスがここ数年、物すごい数で広がっているなというふうに思うんですね。支援学校なんか行くと、朝来るときのバスは一杯なんだけど、帰りはみんなそういうところの車が迎えに来て、みんな送ってしてくれるので、バスはそんなに、利用者が少ないというようなこともありますし、とても支援が必要な、配慮してあげないとどういう個性なのかと分からないと、すごくアプローチしにくいお子さんがとてもたくさんいる中で、私こんなにたくさんできて大丈夫なのかなと正直ずっと思ってきたんです。それで、この指導員というふうになる人たちが、少なくともそういう子供に対する学習とか、そういう経験があるとか、そういうことも資格として持たれているのかな。何か、軽自動車が学校に横付けされて、そこに子供が帰ってきたときにぼんと乗って「お帰り」と言ってさっと連れていくというのを見掛けたりすると、事故があったら恐ろしいなと正直なところ思ったりするものですから、老婆心であればいいんですけど、ちょっとそこら辺を、私も放課後デイサービスについて詳しく今知らないもので、教えていただきたいと思います。

高橋障害福祉課長 まず、1点目の不適切な支援の実例ですけれども、A型におきましては、作業をしなければいけないんですけれども、特に、何も作業させない状態のところですね。ただ単にそこにいるだけで作業訓練をさせないような事業所があるということとか、あるいは放課後等デイサービスにつきましては、単にテレビを見させるだけ、DVDを見せているだけということで、教育、療育を全くやらないというような実態があるというふうに聞いております。

それと、2点目、指導員の資格のお話ですけれども、現在の指導員というのは特に資格はございませんで、新たに設ける児童指導員

というスタッフにつきましては、社会福祉士であるとか精神保健福祉士、あるいは学校の先生、また大学で社会学や教育学、心理学をやった方、あるいは2年以上、児童福祉事業に従事した方、こういった方々を児童指導員の任用資格として考えておりますので、今までそういう資格が全くなくて対応していた方が新たにそういう資格を必要とするという新たな改正内容になっております。

平岩委員 ありがとうございます。資格があってもなくても、心がある人かいない人かというのがまず第1に来ると思うんですけど、それでも、やっぱり私が聞く範囲でもレベルがみんな違うなど。これ選べとなったら、親はやっぱりこのレベルが高いところにやりたいよなど思ったりするくらい、本当にランクがいろいろあるなどというふうに思いますし、すごい資格を持っている人たちは勤める時間が短いですから、短期の中でそんなにここには就職したいと思わないだろうな。そうすると、やっぱりパート的な人たちがたくさん入って行って、だから、それはしようがないかもしれないけど、とにかく事故とかあったら恐ろしいなど私いつも車で回っているのを見ながら思うものですから、またそういうところもしっかり見ていただきたいと思います。要望です。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

まず、第25号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第26号議案指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営

に関する基準等を定める条例の一部改正について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査を行います。

継続請願8国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について、継続請願9大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて、継続請願23大分県「子ども医療費助成事業」における小・中学生の「通院」まで拡充を求めることについて及び継続請願24国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出についての4つについては、それぞれ関連がありますので、一括して、執行部の説明を求めます。

幸国保医療室長 お手元の継続請願文書表の7ページをお開きください。

請願24国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出に関する請願について、御説明申し上げます。

前回の委員会でも御説明いたしましたが、国は、子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置を見直す方向で検討しておりました。その結果、全ての市町村が未就学児を対象に何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児を対象とする医療費助成については、減額措置を行わないとされたところです。

なお、国からは、今回の見直しにより生じた財源については、更なる医療費助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てるよう通知されております。

全国知事会においては、国の見直し方針について一定の前進と評価しつつも、引き続き、年齢に関わらず減額調整措置を廃止するよう要望していくこととされています。

二日市こども未来課長 子ども医療費助成制

度にかかる継続請願 8 番、9 番、23 番、お手元の資料では 1 ページ、2 ページ、それと 6 ページにわたります。一括して御説明申し上げます。

子どもの医療制度の在り方等に関する検討会から始まりました国における議論につきましては、国保医療室長の説明のとおり、未就学児までに限った国保の減額措置廃止という結論に至りました。

子ども医療費の助成による経済的負担の軽減は重要な取組の 1 つですが、今議会において知事の答弁にもありましたとおり、県としては、新たな医療費助成の拡大ではなく、まずは小児医療体制や病児保育の充実、待機児童の早期解消、保育の質の向上など、総合的な子育て環境の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、子ども医療費は本来国が少子化対策推進の中で、全国一律の制度設計を行うべきものであり、これについては県も要望を続けてまいります。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、これより各請願の取扱いについて、協議いたします。

各請願の取扱いについて、御意見はありませんか。

井上副委員長 これまで国の動向を見極めようということで継続にしてきたという経緯があるわけですが、ただいま説明を頂きました。また、本会議での知事答弁ということもあったわけですが、国は未就学児の医療費助成については国庫負担金減額のペナルティーをなくすということですが、ペナルティー廃止による財源で医療費助成の拡充に使用しないよう求めているということというのが国の方針のようですね。

あと、県としても医療体制の充実が先ということで、一般質問でも出たんですけど、中津市の例を出しながら、非常に小児科医が不足しているということで、そちらをしっかりと

しないとということでありましたね。実は、日田市でもそうでありまして、県下でもそういう傾向があると思います。

あと、通院まで拡充するという、これまたコンビニ受診とかちょっと言葉が悪いんですけど、そういう問題点もあるというようなこともありました。一応、国、県の考えとか今の医療体制の実態ということもある程度明らかになったので、8 番、9 番、23 番については採決を行ってはどうかと思えます。

あと、24 番については、未就学児分についてペナルティーがなくなったというのは小中学生は残っているということで、国の財政状況の問題などいろいろありますので、24 番については、引き続き動向を見て継続ではどうかと思えます。

衛藤委員長 今御意見がありました。ほかに御意見はありませんでしょうか。

平岩委員 私は紹介議員ですので、採択してほしいなと思いながら、ずっと継続でしかこの委員会ではしようがないなと思ってきましたけれども、皆さんがそういうふうにおっしゃるんだったらそれは採決せざるを得ないのかもしれないけど、私としては採択を目指した継続でやっていただきたかったし、今、全国知事会も国に対してはこれからも要望していくということでしたから、8 番については継続でもいいのかなと思ったりしていますが。
衛藤委員長 それでは、今平岩委員から継続の御意見が出ました。

まず、継続請願 8 国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について、継続についてお諮りします。

本請願を、継続審査とすることに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

衛藤委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願 8 は、後ほど採決いたします。

次に、継続請願 9 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて、継続

についてお諮りします。

本請願を、継続審査とすることに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

衛藤委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願 9 は、後ほど採決いたします。

続いて、継続請願 2 3 大分県「子ども医療費助成事業」における小・中学生の「通院」まで拡充を求めることについて、継続についてお諮りします。

本請願を、継続審査とすることに、賛成の委員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

衛藤委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願 2 3 は、後ほど採決いたします。

次に、継続請願 2 4 国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について、継続についてお諮りします。

本請願は、継続審査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、継続請願 2 4 は継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、先ほど、採決することとした各請願について、採決を行います。

まず、継続請願 8 国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について、採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに、賛成の委員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

衛藤委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願 8 は不採択すべきものと決定いたしました。

次に、継続請願 9 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて、採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに、賛成の委員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

衛藤委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願 9 は不採択すべきものと決定いたしました。

続いて、継続請願 2 3 大分県「子ども医療費助成事業」における小・中学生の「通院」まで拡充を求めることについて、採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

衛藤委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願 2 3 は不採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願 2 6 精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

高橋障害福祉課長 お手元緑色の請願文書表の 1 ページをお開きください。

障がい者に対する公共交通機関の運賃割引は、各交通事業者の自主的判断により行われているもので、これまで順次、身体障がい者、知的障がい者に適用されてきました。

精神障がい者への運賃割引については、全国的な広がりがある中、大分県では適用されておりません。

県では毎年度、大分県バス協会及び大分県タクシー協会に精神障がい者の家族会である大分県精神保健福祉会とともに要望を行ってきました。

また、J R 九州に対しては、九州各県及び政令市が共同で要望を行っているところでございます。

このような中、バス運賃につきましては、3 月 1 0 日の嶋議員の御質問に部長が答弁したとおり、3 0 年 4 月の県内全社一斉導入に向け検討が始まったところでございます。

精神障がい者への適用は、その自立と社会参加を促進するため、極めて重要なことと考えております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

守永委員 この精神障がい者に対する公共交

通機関の運賃割引についてこれまで認められてこなかったというのが、ほかの障がいのある方々の割引制度と、この精神障がい者に対する割引のありようとのどこが違うから認められてこなかったかという部分を、説明していただければと思います。

高橋障害福祉課長 どこが違うかと言いますと、先ほど説明いたしましたように、身体障がい者から順番に運賃割引という制度が導入されてきております。それは、法律ができて障がい者としての認定ができた順番に身体、それから知的という形での運賃割引の適用がされてきたと認識をしております。

精神障がい者については、他の障がいと違うというわけではなく、一番最後に、3障がいの中では最後に障がい者の認定がされてきた結果が今この形にあるのかなと思っております。

先ほど説明したとおり、あくまでも運賃割引については各交通事業者の実績判断というのが大前提となっておりますので、各事業者側のそのときそのときでの判断で導入が済まされてきたんだろうというふうに認識しております。

守永委員 すみません、障がいということに対する認知度が低いからこういう質問になってしまうのかもしれないんですけども、精神障がいの方々に対しては、障害手帳というのは今発行されているんですかね。その障害手帳のあるなしが交通の運賃の割引と結び付いているものなのかどうか、その辺を教えてくださいたいと思います。

高橋障害福祉課長 精神保健福祉手帳というものがございます。割引制度との関連で申し上げますと、他県の状況からすると割引の際に手帳を提示するという形で使用されておりますので、手帳の提示を条件に割引をするというような、他県の状況としてはそういう使い方をされているというふうに聞いております。

守永委員 あとは、交通事業者さんに実質的な負担がかかっていくということになるんだ

ろうと思いますし、逆にその割引制度があれば利用が増えるという側面もあるのかなという気もしますので、この適用そのものを認める以前に、そういったどういうふうに経済効果が出現するのかなというものも大きく影響してくると思うんですが、その辺の観点からの状況把握なりはされている状況はあるでしょうか。

高橋障害福祉課長 委員のおっしゃるとおり、私どももそのように考えております。ですから、確かに導入に際しては、乗っている方の運賃分が半額になるという部分は確かに減収になると思いますが、割引があるのであれば、新たに乗ろうという方も当然いらっしゃるかと思いますし、これまで、例えば御家族の方が車で一緒に移動されていたのを、じゃ、バスが割引ならバスと一緒に動こうかというような場合は、付添いの方の人数が増えるということもありますので、そういった観点からすると、利用者数の増という部分も確かにあるというふうに認識をしております。

ただ、実際どうなるかというのはいろんな、例えば大分市内の都市部と地方とか、あるいはバス路線が要するにあるところ、バス路線使える方の対象者がどれぐらいいるのかとか、そういったかなり細かいところまで見ないと、正確な数字はなかなか出にくいのかなとは思っております。

大分市さんにも協力を頂いて、そしてアンケート調査も実施はしたんですけども、お聞きした範囲で言いますと、人数的には倍以上ぐらいにはなるのかなというふうなアンケートはありましたけれども、あくまでも一部の話ですので、全体的に、だからバス事業者さんに収益減にはなりませんよというところまではやはり言えないのかなというふうに思っております。

守永委員 ありがとうございます。

衛藤委員長 いいですか。ほかに。

委員外議員さんはありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、本請

願については、採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、これより、請願26について、採決いたします。

なお、本請願については、総務企画委員会にも関係がありますので、合議をいたしました結果、「採択すべき」との回答がありましたことを申し添えます。

本請願は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本請願は採択すべきものと、決定いたしました。

ただいま、本委員会の発議をもって、意見書案を提出することに決定いたしました。

事務局は、案を配付してください。

〔事務局が意見書案を配付〕

衛藤委員長 それでは、案を事務局に朗読させます。

〔事務局朗読〕

衛藤委員長 この案に、御意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、細部については、委員長に御一任いただきと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

また、作成した意見書案は、29日の本会議最終日に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、そのようにいたします。

これで請願の審査を終わります。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

これで、予定の案件は終わりましたが、この際、何かありませんか。

近藤委員 先般、高齢者福祉課に調査を依頼しておりました由布市の介護保険の件につき

まして、よかったらこの場で回答をお願いしたいと思いますが。

清末高齢者福祉課長 3月半ばに由布市の社協から、今の状態がどうなっているかという書類の提出がありました。116人の利用者に対して、1番多かったのが介護利用計画書における本人の署名捺印が漏れているというところがありました。こういう報告を受けましたので、これについて今度、由布市の社協の事業所に由布市さんと一緒に確認の調査に入りたいと思っております。その結果、それが認められれば、ちゃんとした所定の指導をしていきたいと考えております。

近藤委員 書類の不備があったというだけで、理事会も開かないまま突然閉鎖をしているんですね。だから、利用者が1番困っているんですね。地元の温泉に入りながら、本当に良いサービスを受けていたのが、突然、庄内へ行けというふうに言われたらしいです。庄内に行くと言われ1時間以上バスの中で、何のためのデイサービスか分からないというような非常に不満の声が上がっています。だから、書類の不備だけで突然閉鎖をする理由もないと思うんですね。だから、しっかりと指導的な、監督する立場でもあるわけですから、調査をして、また報告をお願いいたします。

衛藤委員長 要望でいいですか。

近藤委員 はい。

森委員 今日、部局からの諸般の報告であるかなとは思ったのですがでもないようなので。

先日、戸高議員が予算特別委員会の中で資料請求をしたときに、県民健康意識行動調査報告書がこの3月に作成されたということで、今日は委員会最後の日ですので、この内容について、概要書が今後できればお見せいただきたいと。厚くて、要約がないものですから、教えていただきたいなど。非常に細かい調査が行われて、各自治体の状況とかもよく分かる非常に手の込んだ資料だと思っております。この件について、今後どのように取り扱っていくかも含めて教えていただきたいと思いません。

前田福祉保健企画課長 この報告書について
でございます。

これは、県内2万人の県民を対象に健康調査をした結果をまとめたものでございます。これに基づいて市町村の健康課題を明確にしようということでまとめたものでございますけれども、概要としましては、例えば別府であれば肺がんの受診率が1番低いといったこと。あるいは、杵築市であれば自分の歯が全部残っている方の割合が低いと。あるいは、日出町であれば塩分摂取量が非常に低いといったような特徴が上がってきております。それを、市町村別にもう少しお話をさせていただければ、国東、あるいは姫島、あるいは臼杵、あるいは津久見では少し肥満体質が多いといったようなこと。それから、由布市であれば定期的な運動をしている人の割合が低いといったこと。それから、佐伯であればがん検診の受診率が低いといったこと。それから、豊後大野であれば少し肥満が多いとかいったようなことが概要としては言えるかなというふうに考えております。

これを、調査票をもとに、保健所を拠点としてその健康課題に対する解決に向けた事業を今日説明させていただいたように、地域の健康課題対策推進事業ということで29年度の事業として組立てさせていただいたところでございます。この事業を進めることによって、健康課題の解決を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

衛藤委員長 いいですか。ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員さんは。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして福祉保健部関係の審査を終わりますが、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔衛藤委員長挨拶〕

〔草野福祉保健部長挨拶〕

衛藤委員長 ありがとうございます。

せつかくですので、今年度末で御勇退され

る荒木室長から一言いただきたいと思います。

〔荒木監査指導室長挨拶〕

衛藤委員長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして福祉保健部関係の審査を終わります。

大変ありがとうございました。執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

衛藤委員長 このメンバーでの委員会はこれで最後になりますが、この際、ほかに御意見は何かありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、本日の委員会がこのメンバーによる最後の委員会です。委員長として一言御挨拶を申し上げます。

〔衛藤委員長挨拶〕

衛藤委員長 これもちまして福祉保健生活環境委員会を終わります。

1年間、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。